

平成28年度著作権分科会における審議状況について

目 次

1. 法制・基本問題小委員会中間まとめ（平成29年2月）  
……………別冊参照
2. 平成28年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について  
…………… 1
3. 平成28年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員  
会の審議の経過等について …………… 20
4. 国際小委員会の審議の経過等について …………… 45

# 平成28年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について

平成29年2月24日  
文化審議会著作権分科会  
法制・基本問題小委員会

## I はじめに

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）は、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題に関する様々な課題について、知的財産推進計画2016（平成28年5月知的財産戦略本部決定。以下「知財計画」という。）等を示された検討課題を踏まえつつ、以下について検討を行ってきた。

- ・ 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等やライセンス体制の在り方
- ・ 教育の情報化の推進等
- ・ 障害者の情報アクセス機会の充実
- ・ 権利者不明著作物等の利用円滑化
- ・ 著作物等のアーカイブの利活用促進
- ・ リーチサイトへの対応

なお、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等やライセンス体制の在り方については、平成27年度から本小委員会の下に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置し、本課題について集中的・専門的に検討を行った。検討に当たってはニーズ募集や関係団体から聴取した意見を踏まえながら議論を行い、平成29年2月13日に「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等に関する報告書」を取りまとめた。

## Ⅱ 中間的な取りまとめが行われた課題について

本小委員会における検討の結果、以下の課題については権利制限規定の見直しを含む法改正の方向性を取りまとめることができたため、中間まとめを行うことになった。各課題の詳細については別紙（「法制・基本問題小委員会中間まとめ」、以下「中間まとめ」）のとおりである。

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等やライセンス体制の在り方
- ・教育の情報化の推進等
- ・障害者の情報アクセス機会の充実
- ・著作物等のアーカイブの利活用促進

## Ⅲ その他の課題の審議状況について

### 第1章 リーチサイトへの対応

#### 第1節 検討の経緯

近年、デジタル・ネットワークの進展に伴い、インターネット上において音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどのコンテンツが不正に流通し、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増してきている。このような状況において、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトへ蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト（いわゆるリーチサイト）など侵害コンテンツへの誘導行為が、侵害コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長している<sup>1</sup>といわれている。このようなインターネット上の海賊版の流通を助長させる行為は、著作権者が正規版を展開する上での大きな問題となっており、その対応強化策について検討を行うことが求められている。

例えば、次世代知財システム検討委員会報告書（平成28年4月知財戦略本部検証・評価・企画委員会）では、「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの一定の誘導行為については、法的措置が可能であることを明確にすることを含め、法制面での対応など具体的な検討を進めることが必要である」とされ、「知的計画」においても、「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、対応すべき行為の範囲等、法制面での対応を含め具体的な検討を進める」とされている。

このような状況を踏まえ、今期の本小委員会では、関係団体へのヒアリングを行い、リ

---

<sup>1</sup> 例えば、リーチサイトにリンクが掲載された動画の平均視聴数は、リーチサイトに掲載されていないものに比べて数十倍であったとの報告がなされている。（「リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産侵害実態調査」（平成24年3月 電気通信大学））

ーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型を整理した上で、当該課題への対応について検討を行った。

## 第2節 関係団体からのヒアリングの結果

小委員会では、権利者側の関係団体からリーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の実態及び課題、著作権制度への要望についてヒアリングを行い、また、その結果を踏まえてリーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型の整理を行った。

### 1. リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の実態及び課題について

関係団体から示された主な内容は以下のとおりであった。

- リーチサイトは、市販されている作品が権利者の許諾なくそのままダウンロードできるサイト（サイバーロッカー）のリンクが掲載されている形態を基本構造としている。
- 汎用検索エンジンでは、サイバーロッカーに蔵置されている違法ファイルを直接見つけることはできない。リーチサイトに違法ファイルのリンクが掲載されることで、初めてユーザは違法ファイルを見つけることができる。リーチサイトにはこのようなユーザが汎用検索エンジンでは見つけることができないファイルのリンクが数多く掲載されている。
- リーチサイトには、発売直後の漫画雑誌やコミックスの違法ファイルのリンクが掲載されている。
- リーチサイトに掲載されているサイバーロッカーのリンク先を削除しても、別のリンクを掲載されてしまうのでユーザと違法ファイルを結ぶ結節点であるリーチサイトを潰さなければ、ユーザが違法ファイルをダウンロードできるという状態が続いてしまう。
- リーチサイトは、違法なアップロードやダウンロードを助長している。リーチサイトの海賊版への窓口機能により、正規版（TV放送や動画配信、DVDなど）の顧客が奪われ、正規ビジネスが妨げられ、その結果として新しい作品、クリエイターが生まれるチャンスが阻害されている。
- 現在は、若年層がPCを持たずにスマートフォンしか持っていないという状況があり、ユーザを違法コンテンツに誘導するアプリが非常に問題になっている。
- リーチアプリの中には音楽が組み込まれていないが、アプリを介して中国の無許諾の音楽配信サイトに接続し、そこから音楽を再生することが可能となっている。
- 大手検索エンジン会社にリーチサイトを検索結果に表示しないように求めても、法的位置付けが不明確であるので対応は難しいと対応を保留されてしまう。

○リーチサイト運営者は、著作権侵害はしていないなどと言って削除要請に応じない。

## 2. 著作権制度に関する要望について

関係団体から示された主な内容は以下のとおりであった。

- デジタル海賊版の窓口であるリーチサイトについて迅速な対応を求める。
- 違法コンテンツと知りながら拡散するためにリンクを張る行為については、たとえリンクが一つであったとしても違法としてほしい。
- 主観的要件（①著作権・著作隣接権・出版権を侵害する違法コンテンツであることの情を知っていること。②著作権・著作隣接権・出版権を侵害する違法コンテンツの拡散を助長する目的をもっていること。）を満たす違法コンテンツにリンクを貼って公衆を誘導する行為を、著作権「みなし侵害」行為として、差止請求及び刑事罰の対象とすることを要望する。

## 3. リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型について

関係団体からのヒアリングを踏まえ、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型を整理した結果、サイト型（違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型）とアプリ型（アプリケーションソフトを介して、違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報を提供して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型）の2つの行為類型があることが確認された。また、アプリ型におけるリンク情報の提供方法としては、情報埋め込み型（アプリ内にリンク情報が埋め込まれているタイプ）と外部情報取得型（アプリ内にはリンク情報がなく、アプリを起動後に外部のサーバーに蔵置されたリンク情報を取得するタイプ）の2つの類型があることが確認された。（詳細は参考資料参照）

## 第3節 検討の状況

### 1. 対応の必要性について

小委員会では、関係団体へのヒアリングを通して確認された、リーチサイト等による侵害コンテンツの誘導行為には権利者の利益を不当に害する悪質なものが含まれているとの現状を踏まえて、その対応について検討を行うこととした。

そして、具体的な対応についての検討を行うに当たり、まず、現行制度において、このような悪質な行為に対する権利の保護が十分になされているかについて検討を行った。

### (1) 損害賠償請求

損害賠償請求に関しては、整理した行為類型のうち一定の悪質な行為については著作権侵害の幫助として又は単独に損害賠償請求の対象となり得るとの意見が多く出された。

### (2) 差止請求

差止請求に関しては、整理した行為類型については、現行の著作権法の解釈として差止めを認めることが困難であるとの意見が多く出された<sup>2</sup>。

また、リーチサイトのプロバイダに損害賠償請求が認められるのであれば、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」という。)の枠組みにより差止めと類似の効果を得られるのではないかとの意見が示された。このような意見に対しては、どのような場合に幫助になるかという評価は難しく、プロバイダに違法性の判断を委ねることには限界があることから、仮にプロバイダ責任制限法上の対応を求めるとしても、明確に判断できるような類型を括り出すことがあって初めて可能となるのではないかとの意見や、リーチサイトについてプロバイダ責任制限法で認められた例がない状況で、損害賠償請求の危険があるからといってプロバイダが対処することを期待することはできないとの意見、損害賠償と差止めは機能が別であり、差止めには固有の必要性や要件もあるため、損害賠償ができれば差止めは不要ということはないとの意見等が出された。

### (3) 刑事罰

現行法における解釈に関しては、整理した行為類型のうち一定の悪質な行為については現行法上も著作権侵害の幫助として刑事罰の対象になり得るとの意見が多く出された。一方で、現行法の解釈に関する意見として、著作権侵害罪の幫助の可能性が十分にあるものの、どういった行為について処罰を下すべきであるかを明確にした方が良いのではないかとの意見や、刑事罰の対象になり得るとの解釈を示すことが個人の行為に対して過大な萎縮効果を生じる可能性があるとして、配慮することが重要であるとの意見も出された。

また、現行法における課題として、典型的には公衆送信や複製の幫助が成り立つものの、立証は容易ではないとの意見も示された。

以上の検討の中で、リーチサイト等による侵害コンテンツの誘導行為のうち悪質なものについては、法制面を含めた対応を行うことが必要であるとの意見が多く出された。現行法における対応状況については、対応すべき行為範囲にも影響し得ることか

---

<sup>2</sup> 当該行為者が侵害主体に当たるとして差止めが認められる可能性は否定できないものの、例外的な場合に限られるだろうとの意見も出された。

ら、更に検討を深めていくことが求められる。

## 2. 間接侵害（幫助）一般に係る議論との関係について

平成24年度法制問題小委員会においては、リーチサイトを差止め請求の対象とすべきか否かの問題は、「間接侵害一般に係る議論に密接に関連することから、間接侵害一般の議論の進捗も踏まえつつ検討することが適当である」とされていた<sup>3</sup>。そのため、本課題についての議論を間接侵害一般に対する差止請求の議論に先行させることについて検討を行った。

これについては、間接侵害一般の議論の解決を待つのでは遅過ぎるということが大前提であり、急いで差止めを認めなければ著作権者の利益を害することが著しい行為類型を明確に取り出し、対象を取り出す要素を議論していくことが生産的であり、白か黒かの線引きである一般法の解釈の問題については将来の課題と位置づけて、本課題の議論を進めていくのが適切ではないかとの意見や、間接侵害に対する差止請求に関する一般的な立法論は民事上の差止請求の範囲を決めるものにすぎず、リーチサイトに関しては刑事罰が求められていることから、一般論に関する議論とは別に進める必要があるとの意見、幫助についての議論の一部が醸成されることにより、幫助一般の議論が深まることも期待されるとの意見等が示された。

このように、小委員会においては、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、緊急に対応する必要性の高い行為類型を取り出して検討を行い、それ以外の間接侵害一般に対する差止請求に関する議論については、将来の課題として引き続き解釈に委ねるとの方向で概ね意見の一致がみられた。

## 3. 対応すべき行為範囲について

小委員会では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、対応すべき悪質な行為とはどのような行為か、どのような要素により悪質性を捉えるべきかについて検討を行った。

---

<sup>3</sup> 『『間接侵害』等に係る課題について（検討経過）』（平成24年度著作権分科会法制問題小委員会（第7回）資料2）では、「法制問題小委員会においては、リーチサイトを差止め請求の対象とするべきとの意見が強く示されたものの、リーチサイトとしてどのようなサイト（又はそのサイトにおけるリンク）を差止め請求の対象とすべきか、リーチサイトの指す対象の実態を整理した上で検討することが必要であることに加え、間接侵害に係る議論とも密接に関係することから、当該議論の進捗も踏まえつつ検討することが適当である。なお、検討に当たっては、インターネットの利用が過度に阻害されないように留意する必要がある」とされている。

### (1) 悪質性の捉え方全体に関する意見

悪質性の捉え方全体に関する意見として、リンクの提供行為自体が表現行為という側面を有することからレベルの高い悪質性が求められるとの意見や、悪質な行為として対象範囲を取り出すに当たっては、差止めと刑事罰を同じに考える必要はないとの意見等が出された。

### (2) 行為の客観的要素に関する意見

行為の客観的要素の捉え方に関する意見として、当該行為類型が違法とされる根拠が侵害コンテンツを公衆送信する結果に対して因果的に寄与していることにあることから、行為の客観的要素を捉えるに当たっては、結果発生に対する危険性の程度をみる必要性があるとの意見が出された。

具体的な客観的要素に関する意見としては、侵害コンテンツへのリンク情報をサイトに掲載又はアプリを介して提供する行為を悪質であると捉えるべきとの意見(①)や、侵害コンテンツへのリンクを多数掲載したサイトを運営する行為を悪質であると捉えるべきとの意見(②)、両方の行為を悪質であると捉えるべきとの意見(③)が出された。

①の立場からは、基本的に議論すべきはリンクそのものの問題であり、サイトの運営は従たる論点であり、それを含むかどうかも論点となるとの意見が出された。また、この立場からは、差止請求による対応を前提に、サイト全体を差止めの対象とすると過剰差止めや言論の萎縮の問題が生じることから、リンク行為を前提に考えるべきであり、リンクを多数掲載したとの事実は、主観的要素を判断する事情として考慮すべきとの意見が出された。

②の立場からは、個々のリンクに問題が集中することによって、結果的に個人の発言の自由に対する萎縮効果は大きく、個々のリンクを張る行為が問題だとしても、単体で捉えることについては慎重になるべきとの意見が出された。

③の立場からは、リンクを張る行為とサイトを運営する行為とでは要件が異なるかもしれないが、侵害行為を助長する程度はサイトの運営の方が高いこともあり得るとの意見が出された。

行為の客観的要素については、対応すべき行為類型を判断していく中で各要素をどのように捉えるか等の観点から、更に検討を深めていくことが求められる。

### (3) 行為の主観的要素に関する意見

具体的な主観的要素としては、「情を知って」、「営利目的」、「違法コンテンツの拡散を助長する目的」といった要素が挙げられ、それらのうち「情を知って」と「違法コンテンツの拡散を助長する目的」についてはいずれも必要であるとの意見が出された。さらに、「営利目的」により悪質性を捉えるか、という問題についても今後検討を行うことが求められる。

また、主観的要素については、その立証が困難であることから、立証を軽減するために手続的要素を織り込む方法（例えば、違法であるとして削除要請の通告を受けたにもかかわらず、削除に応じないという一連の行為態様を、「違法コンテンツの拡散を助長する目的」があると評価するなど）を採るべきではないかとの意見が出されており、その適否についても検討を行うことが求められる。

なお、行為の主観的要素を捉えるに当たっての留意点として、リンク提供行為には表現の自由で守られる可能性がある行為が含まれている場合もあるところ、例えば引用目的といった正当な目的が認められるものが規制の対象にならないように注意する必要があるとの意見等が出されている。

#### （４） リンク先の侵害コンテンツに関する意見

リンク先の侵害コンテンツに関しては、有償著作物等のデッドコピーは著作権者に与える不利益が非常に大きいため、抑止する必要性は非常に高いが、そうでないものに対しては、そこまで抑止する必要性は高くないと言えるのではないかとの意見が出された一方で、デッドコピーに限定すると回避する方法等を対処され意味がなくなることから、デッドコピーに限定するのではなく、著作権法概念の複製で良いのではないかとの意見が出されており、この点についても更に検討を深めることが求められる。

### 4. 対応策について

小委員会では、対応の必要性等の検討とともに、どのような対応を行うべきかについて検討を行った。

対応策に関する意見としては、現行法での対応が可能であるとしても、より要件を明確化するためにも基本的にはみなし侵害を中心とした立法をすべきとの意見や、差止請求ができる範囲はどの範囲か、あるいは主犯を検挙しないでもそれ自体犯罪として摘発できるようにすべき範囲はどの範囲かという議論をすればよいとの意見が出された。

また、対応策の検討における留意点として、目的との関係で実際に科される差止めや刑事罰が不相当なものにならないよう注意する必要があるとの意見や、名誉毀損やプライバシーの分野でも同じようにリンクだけで差止めが認められるのかどうかとのバランスも考えるべきであるとの意見等が出された。

本課題については、小委員会の重要課題として、表現の自由への過度な萎縮効果を生じさせないよう配慮しつつ、法制面での対応を含め具体的な検討を迅速に行うことが求められる。

## 第2章 権利者不明著作物等の利用円滑化

### 第1節 問題の所在

他人の著作物等を利用する場合、原則としてその著作物等の権利者に許諾を得る必要があるが、権利者が誰かそもそも分からない場合や、権利者が特定できたとしてもその連絡先が分からないという場合には、権利者と連絡を取ることができず許諾を得ることができないため、著作物等を適法に利用できないという課題がある。このような場合であっても、適法に著作物等を利用できる道を開き、著作物等の流通を促進するための制度として、著作権者不明等の場合の裁定制度（法第67条）がある。

近年、デジタル・ネットワーク化の更なる進展により著作物等の創作、流通、利用に係るコストが大きく低下した結果、大量の著作物等が創作され、流通し、利用可能な状態におかれることとなった。加えて、著作物の創作主体についても多様化が進み、創作に係る投資の回収といった経済的動機をもたずに創作される著作物が増加し、集中管理などの円滑にライセンスを受けるための手続が提供されない著作物等が大量に発生することとなった。著作物等を巡るこうした社会状況の変化を背景として、物理的・技術的には利用可能な著作物等が大量にあるにも関わらず権利処理コストの問題で利用が適切に進まないとの問題が顕在化しており、権利者不明著作物等の利用に係る問題も深刻さを増している。

この点に関し、文化庁においては著作権者不明等の場合の裁定制度について随時見直しを進めてきたが、裁定制度の改善の他にも、著作権者不明等著作物をはじめ集中管理のなされていない著作物等の利用円滑化方策の選択肢の一つとして、権利情報の集約化に係る措置や拡大集中許諾制度の導入について検討することが求められている。なお、権利情報の集約化については、著作権者不明著作物等を減少させる効果も期待されるところである。

### 第2節 検討の状況

#### 1. 著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しについて

著作物等の活用に当たっては、権利者と連絡が取れない等の理由により、多くの著作物等が権利者からの許諾を得られない状況にある。我が国では、法第67条に規定される著作権者不明等の場合の裁定制度を利用することにより、これらの著作物等の活用の途を開くことができる。そのため、裁定制度の見直しを行い、様々な権利者不明著作物等の利用円滑化に資することが期待される。

##### (1) 過去に裁定を受けた著作物等の利用

第一に、ヒアリングにおいては、国立国会図書館が裁定制度を用いてデジタル化し

た資料の二次利用を促進するために、著作物・著作者単位で裁定結果を公表・共有し、裁定結果の第三者による活用を可能とすることが要望された。

本小委員会では、権利者不明著作物等の利用について定めたEU孤児著作物指令(Directive 2012/28/EU)<sup>4</sup>と我が国の裁定制度の比較を行いつつ、寄せられた要望について検討を行った。我が国の裁定制度においては、一度裁定を受けた著作物等であっても裁定を受けた利用方法以外の方法で別途利用する場合には、改めて権利者捜索を行った上で裁定を受ける必要があった。一方、EU孤児著作物指令では、欧州共同商標意匠庁(OHIM)<sup>5</sup>のデータベースを検索して利用する著作物等が孤児著作物として登録されていれば、利用期間の情報や利用方法を登録することで、再度権利者捜索を行うことなく利用が可能とされていた。

そこで、我が国についても、一度権利者不明著作物等として裁定を受け権利者不明状態が継続しているものについては、裁定に当たって権利者捜索のために講ずるべき措置の緩和を認めることが適当であるとされた。要件の緩和に併せて、権利者不明状態が継続していることを確認するため、これまでに裁定を受けた著作物等の情報を検索可能な形でインターネット上に公開することが望ましく、また、裁定後に権利者が現れた場合には、権利者不明状態を脱していることが表示されるような措置を講ずることが求められるとの指摘があった。

本小委員会における検討を踏まえ、文化庁は、平成28年2月、過去になされた裁定に係る著作物等を利用しようとする場合について、権利者捜索のために必要な「相当な努力」の要件を緩和する告示(平成21年文化庁告示第26号)の改正を行った<sup>6</sup>。具体的には、過去になされた裁定に係る著作物等について裁定を受けようとする場合に、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物等に関するデータベースの閲覧を行うことで、広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料の閲覧及び広く権利者情報を保有していると認められる者に対する照会の二つの措置を講ずることが可能となった。過去に講じた措置を改めて講ずることにより権利者情報が新たに得られることは稀であり、むしろ、過去に裁定を受けた著作物等に係る情報を集約し、これを参照する方が合理的であるためである。また、告示改正と併せて、文化庁により、過去に裁定を受けた著作物等の題号、著作者の氏名、過去になされた裁定に係る情報、著作権者に関して判明している情報等を集約したデータベースが新たに構築され、文化庁ウェブサイトに掲載されている<sup>7</sup>。

## (2) 公的機関による補償金の支払

第二に、我が国の裁定制度とEU孤児著作物指令との比較を踏まえ、権利者のための

<sup>4</sup> [http://ec.europa.eu/internal\\_market/copyright/orphan\\_works/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/orphan_works/index_en.htm)

<sup>5</sup> 現在は欧州連合知的財産庁(EUIPC)

<sup>6</sup> [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/chosakukensha\\_fumei\\_saiteiseidokaizen.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/chosakukensha_fumei_saiteiseidokaizen.html)

<sup>7</sup> [http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/saitei\\_data\\_base.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/saitei_data_base.html)

補償金の支払時期が両制度において異なる点が指摘された。裁定制度は、事前に補償金を供託することを求めているが、EU孤児著作物指令においては加盟国に裁量があり、権利者が現れた場合に補償金を支払うことが可能となっている。

我が国においても、権利者が現れたときに補償金の支払を確実に行うことができる公的機関については、事前の供託ではなく、権利者が現れた場合の支払を認める制度を検討することが適当である。同様に、申請中利用に当たって供託をすることが求められる担保金も、公的機関については免除し、権利者が現れた場合に、利用に係る補償金を直接権利者に支払えば足りることとすることが望ましい。また、対象となる機関は、国、地方公共団体やこれに準ずる機関であって補償金の支払が滞ることのないものを柔軟に指定できる制度設計とすべきであると考えられる。これにより、一定の公的機関については、供託手続等を省略することができ裁定制度の利用コストが低減することが期待できるとともに、権利者への補償金の支払が担保される点において権利者の利益に配慮した制度改正となる。

委員会においては、裁定制度は民間の商業利用も可能な制度であることから、公的機関のみ優位に立つことにより民間との公平性を欠くのではないかと、この指摘もあったが、見直しは、裁定手続に係る負担を部分的に軽減するものであって、補償金の支払そのものを免除するものではないことから、これにより民間事業を圧迫することは想定し難いと言えよう。

### （３）裁定制度の利用円滑化のための実証

第三に、平成28年10月より、民間主体を活用した裁定手続の迅速化及び利用者の手続負担の軽減に資する方策を検討するため、文化庁からの委託により、権利者団体（9団体）<sup>8</sup>で構成されるオーファンワークス実証事業実行委員会が、利用者のために権利者検索や文化庁への裁定申請を行う実証事業を行っている<sup>9</sup>。今後は、実証事業の結果を検証し、裁定制度の利用促進に向けた検討を行っていくこととしている。

以上のとおり裁定制度の改善に向けた措置を順次講じるとともに、制度の見直しによる効果と利用者のニーズを踏まえて、今後も、同制度を活用した権利者不明著作物等の利用円滑化のための方策を検討することが重要である。

---

<sup>8</sup> 公益社団法人日本文藝家協会、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本音楽著作権協会、一般社団法人日本美術家連盟、一般社団法人日本美術著作権連合、協同組合日本脚本家連盟、協同組合日本シナリオ作家協会、公益社団法人日本漫画家協会、公益社団法人日本複製権センター。アドバイザーとして、日本行政書士会連合会、日本弁護士連合会、弁護士が加わる。

<sup>9</sup> <http://jrcc.or.jp/orphanworks/>

## 2. 著作物等の権利情報の集約化

現状、著作権等管理事業者や権利者団体において管理されている著作物等については、権利情報がある程度まとまっているが、著作物等の分野により情報の集約度にばらつきがある。そのため、著作物等の利用の円滑化を図るに当たっては、著作物等について権利処理を行う場合の前提として必要となる権利情報を集約したデータベースや権利処理のプラットフォームとなるポータルサイト等の構築を検討することが必要であるとされた。

これを踏まえ、文化庁では、平成27年度に「著作物等の利用円滑化に資する権利情報の管理及び活用に関する調査研究」を実施し、著作物の適法利用を促進するため、著作権等管理団体の保有していない権利情報を集約するとともに、既存の著作権等管理団体の保有する権利情報を統合したデータベースを構築し、権利情報をまとめて検索できる総合検索システムを構築することの重要性が示された<sup>10</sup>。このため、文化庁では、平成29年度予算案に「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」(51百万円)を新規に計上し、音楽分野から権利情報プラットフォームの構築支援に着手する予定としている。将来的には、実証事業の成果を踏まえつつ、権利処理機能の付加や他の分野への展開について検討することとしている。

## 3. 拡大集中許諾制度

著作物等の流通を推進するための権利処理の円滑化に向けて、北欧諸国や英国において導入されている拡大集中許諾制度について検討を行うことが重要である。同制度は、権利者不明著作物も含め大量の著作物等の権利処理を行う上で、利用者にとって、窓口の一元化や権利者検索費用、取引費用の低減といった観点から、利便性の高い制度となり得るものである。一方で、集中管理団体が、委託を受けていない著作物等の利用について許諾することができる根拠について疑問を呈する意見や、裁定制度の見直しによる効果を見極めた上で検討が必要であるという意見、権利の集中管理の進展状況を踏まえつつ検討することが必要であるとの意見が本小委員会では示された。他方、本制度を導入することにより集中管理が進展するのではないかとの意見もあったところであり、著作物等の流通推進を図る観点から、今後も検討を進めることが適当であるとされた。

これを踏まえ、文化庁では、平成27年度に「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」<sup>11</sup>を実施し、同制度を導入している国及び導入を検討している国の状況を詳細に調査した。また、平成28年度は「拡大集中許諾制度に関する調査研究」が実施されており、同制度の我が国への導入可能性やその場合の課題等について検討が行われているところであり、

---

<sup>10</sup>[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28\\_riyoenkatsu\\_kanrikatsuyo\\_hokokusho.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_riyoenkatsu_kanrikatsuyo_hokokusho.pdf)

<sup>11</sup>

[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28\\_kakudai\\_kyodaku\\_hokokusho.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_kakudai_kyodaku_hokokusho.pdf)

今後、我が国の著作権制度に係る課題を検討する際には、同制度の可能性を含めて議論していくことが必要である。

#### IV おわりに

今期の本小委員会では、以下の課題について検討を行ってきた。

- ・ 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等やライセンス体制の在り方
- ・ 教育の情報化の推進等
- ・ 障害者の情報アクセス機会の充実
- ・ 権利者不明著作物等の利用円滑化
- ・ 著作物等のアーカイブの利活用促進
- ・ リーチサイトへの対応

本報告書は、これらの課題のうちリーチサイトへの対応と権利者不明著作物等の利用円滑化についての審議の進捗状況を整理したものである。

リーチサイトへの対応については、関係団体へのヒアリングを通してリーチサイト等による侵害コンテンツの誘導行為には権利者の利益が不当に害する悪質なものが含まれているとの現状が確認された。このような現状を踏まえて、本小委員会では、表現の自由への過度な萎縮効果を生じさせないよう配慮しつつ、法制面での対応を含め具体的な検討を迅速に行うことが必要である。

また、権利者不明著作物等の利用円滑化について<sup>12</sup>は、権利者不明等の場合の裁定制度の見直しのほか、権利情報の集約化、拡大集中許諾制度について、検討を行った。

裁定制度については、権利者が現れたときに補償金の支払を確実に行うことができる公的機関について、事前の供託ではなく、権利者が現れた場合の支払を認める制度を導入することが適当であるとされた。また、平成28年10月より、文化庁の委託事業として民間主体が利用者のために権利者検索や文化庁への裁定申請を行う実証事業を行っており、今後実証事業の結果を検証し、裁定制度の利用促進に向けた検討を行っていくことが示された。

権利情報の集約化については、文化庁の平成29年度予算案に権利情報集約化に向けた実証事業を行うための予算が盛り込まれ、音楽分野から権利情報プラットフォームの構築支援に着手する予定であることが示された。

北欧諸国や英国において導入されている拡大集中許諾制度については、平成27年度に諸外国の調査、平成28年度に我が国への導入の可能性やその場合の課題等について調査研究を行っており、今後は、著作権制度の課題の検討の際には、同制度の可能性を含め

---

<sup>12</sup> 権利者不明著作物等の利用円滑化については、著作物等のアーカイブ化の促進の観点からも整理をしており、本小委員会において別にまとめた「中間まとめ」の第4章「著作物等のアーカイブの利活用促進」において、本報告に示したものと同様の内容について記述している。

て議論していくことが必要であるとされた。

なお、以下の課題については権利制限規定の見直しを含む法改正の方向性を取りまとめることができたため、本報告書とは別に中間まとめを取りまとめることになった。

- ・新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等やライセンス体制の在り方
- ・教育の情報化の推進等
- ・障害者の情報アクセス機会の充実
- ・著作物等のアーカイブの利活用促進

「中間まとめ」において今後も議論が必要とされたものについては、早期の取りまとめに向けて本小委員会で順次審議していく必要がある。

## V 開催状況

### 第1回 平成28年6月6日

- ① 法制・基本問題小委員会主査の選任等について
- ② 今期の法制・基本問題小委員会における審議事項について
- ③ ワーキングチームの設置について
- ④ 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査報告について
- ⑤ 教育の情報化の推進について

### 第2回 平成28年7月4日

- ① 教育の情報化の推進について

### 第3回 平成28年8月25日

- ① 教育の情報化の推進について
- ② リーチサイトへの対応について

### 第4回 平成28年12月27日

- ① 教育の情報化の推進について
- ② リーチサイトへの対応について

### 第5回 平成29年2月10日

- ① リーチサイトへの対応について

### 第6回 平成29年2月24日

- ① 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等について
- ② 法制・基本問題小委員会中間まとめ（案）について
- ③ 平成28年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について

## VI 委員名簿

	蘆 立 順 美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波 朋 子	弁護士
	井 上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	今 村 哲 也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上 野 達 弘	早稲田大学法学学術院教授
	大久保 直 樹	学習院大学法学部教授
主査代理	大 淵 哲 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥 邨 弘 司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	河 島 伸 子	同志社大学経済学部教授
	河 村 真紀子	主婦連合会事務局長
	岸 博 幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	窪 田 充 見	神戸大学大学院法学研究科教授
	末 吉 互	弁護士
	龍 村 全	弁護士
	茶 園 成 樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	道垣内 正 人	早稲田大学大学院法務研究科教授， 弁護士
主査	土 肥 一 史	一橋大学名誉教授
	中 村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	長谷川 浩 二	東京地方裁判所判事（知的財産権担当）
	前 田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	前 田 哲 男	弁護士
	前 田 陽 一	立教大学大学院法務研究科教授
	松 田 政 行	弁護士
	森 田 宏 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(以上 24 名)

## ヒアリング・意見発表※団体一覧

### <リーチサイトへの対応>

#### 第3回 平成28年8月25日

- ・関係団体からのヒアリングを実施  
(非公開での開催につき団体名は非公表)

### <教育の情報化の推進>

#### 第4回 平成28年12月27日

- ・初等中等教育関係団体（全国都道府県教育委員会連合会，全国市町村教育委員会連合会，全国連合小学校長会，全日本中学校長会，全国高等学校長協会，日本私立小学校連合会，日本私立中学高等学校連合会，全国国立大学附属学校連盟）
- ・一般社団法人 国立大学協会
- ・一般社団法人 公立大学協会
- ・日本私立大学団体連合会
- ・全国専修学校各種学校総連合会

### <障害者の情報アクセス機会の充実>

#### 第6回 平成29年2月24日

- ・社会福祉法人 日本盲人会連合

※書面による意見発表を行った団体を含む。

# リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型

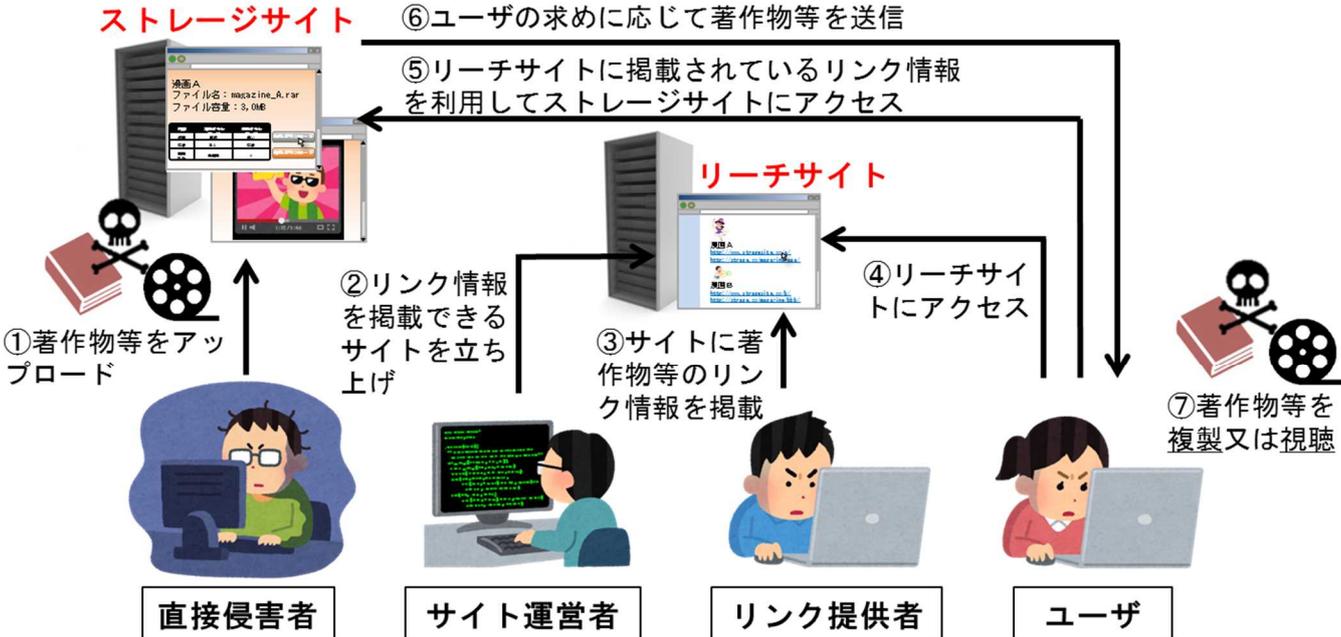
リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為として、以下の2つの行為類型が確認された。

「サイト」型 (いわゆる「リーチサイト」の類型)  
「アプリ」型 (いわゆる「リーチアプリ」の類型)

平成28年12月27日(火)  
文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第4回)

## 「サイト」型 (いわゆる「リーチサイト」の類型)

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



※「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合(運営者投稿型)もある

**ストレージサイトの形態**

- ・ユーザに対して、著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある
- ・ユーザに対して、有料の高速ダウンロードサービスを提供する形態が確認されている

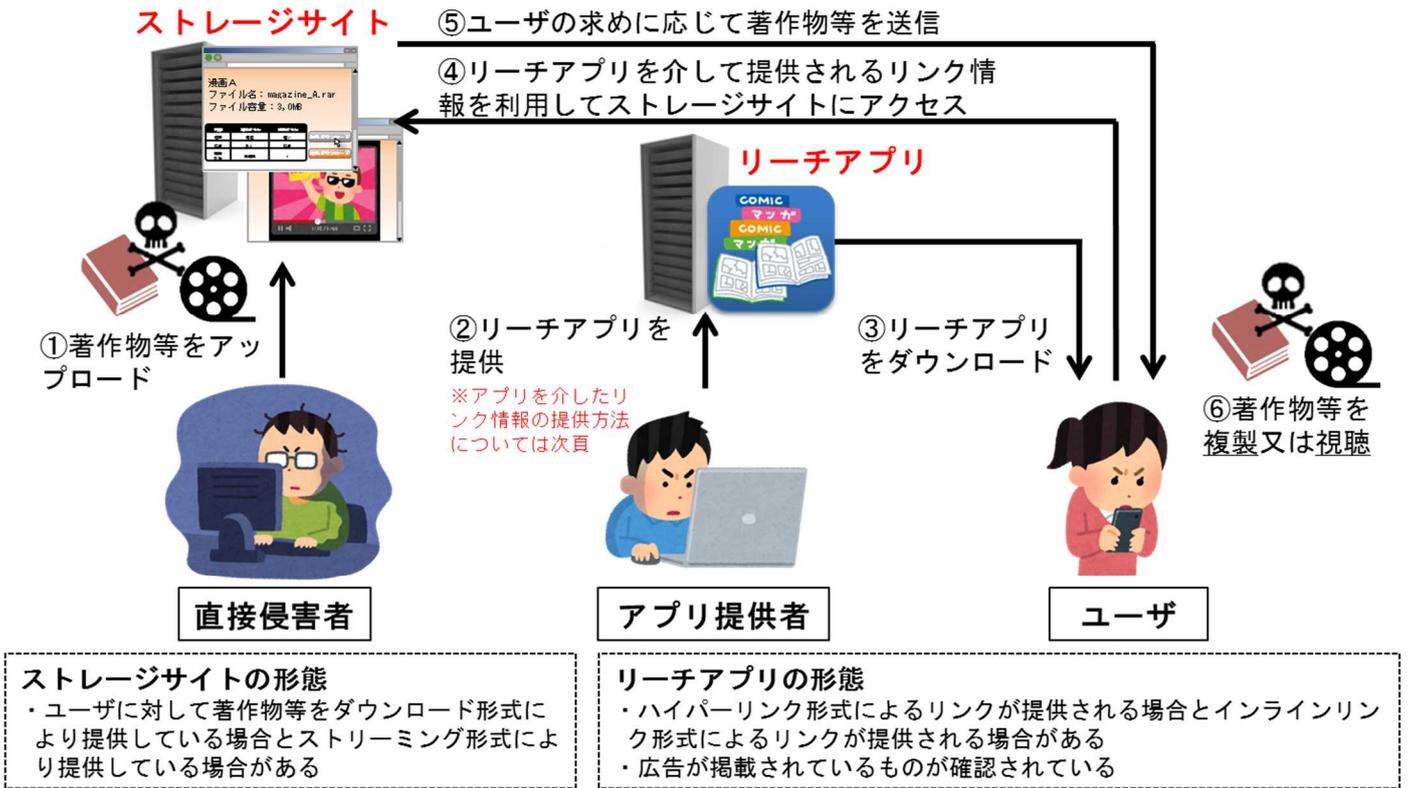
**リーチサイトの形態**

- ・ハイパーリンク形式(※1)のリンクが掲載されている場合とインラインリンク形式(※2)のリンクが掲載されている場合がある
- ・リンクが複数掲載されている場合と単数掲載されている場合がある
- ・広告が掲載されている場合とされていない場合がある

(※1) ユーザがリンクをクリックすることにより、リンク先サイトに接続し、リンク先サイトの画面上でコンテンツが表示されるもの。  
 (※2) ユーザの操作を介することなく、リンク先サイトの画面又はこれを構成するコンテンツファイルが自動的に表示されるように設定されているもの。

## 「アプリ」型（いわゆる「リーチアプリ」の類型）

アプリケーションソフトを介して、違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報を提供して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



### （「アプリ」型における）アプリを介したリンク情報の提供方法

#### 情報埋め込み型

アプリ内にリンク情報が埋め込まれているタイプ

（リンクを更新させるためにはアプリを更新させる必要がある）

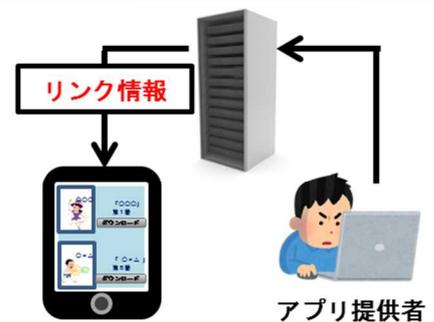


#### 外部情報取得型

アプリ内にはリンク情報がなく、アプリを起動後に外部のサーバーに蔵置されたリンク情報を取得するタイプ

##### ①アプリ提供者が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

- ①-1 ユーザがアプリを起動すると自動的に、アプリ提供者が蔵置したリンク情報のリストを取得するタイプ
- ①-2 ユーザに、アプリ画面を介してアプリ提供者が用意した検索エンジンを使用させ、検索結果としてリンクを取得するタイプ



##### ②アプリ提供者以外が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

- ②-1 ユーザに、アプリ画面を介して、アプリに組み込まれた条件で外部の汎用検索エンジンを使用させ、検索結果としてリンクを取得するタイプ
- ②-2 ユーザに、アプリ画面を介して、外部の特定サイト内の検索エンジンを使用させ、検索結果として当該特定サイト内のリンクを取得するタイプ



# 平成28年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の

## 審議の経過等について

平成29年3月13日  
著作物等の適切な保護と  
利用・流通に関する小委員会

### I はじめに

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、急速なデジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備のため、知的財産推進計画2016（平成28年5月知的財産戦略本部決定）等に示された検討課題を踏まえつつ、クリエイターへの適切な対価還元に係る課題について検討を行ってきた。本年度の小委員会における審議の進捗状況については、以下のとおりである。

### II 審議の状況

#### 1. 検討の経緯

前期の小委員会では、今後議論を進める上での論点整理を行った上で、一つ目の論点である「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」を把握するため、録音と録画それぞれの分野についてヒアリング等を行った。今期は、前期のヒアリングを踏まえて、私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状をまとめるとともに、「補償すべき範囲」について議論を行った。

#### 2. 検討の状況

##### （1）私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状

「クリエイターへの適切な対価還元に関する主な論点」に挙げられた一つ目の論点である「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」を把握するため、本小委員会では、コンテンツの種類や流通態様の差異に留意しつつ、コンテンツの流通に係る契約実態や技術的動向等についてヒアリングを実施した。これを踏まえ、私的録音に係るクリエイターへの対価還元についての現状及び私的録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状をそれぞれ、以下のとおり整理した。

##### ① 私的録音に係るクリエイターへの対価還元についての現状

###### ア. 音楽コンテンツの流通の概観

消費者が音楽コンテンツを入手する主な流通形態として、パッケージ販売、ダウンロード型音楽配信、ストリーミング型音楽配信及びパッケージレンタルの4つがある。

パッケージ販売は、レコード会社が著作権者及び実演家と使用許諾契約を締結し、レコード原盤を制作する。CDショップ等の小売店がレコード会社との販売契約により、商品を仕入れ、その商品を消費者に再販売するという流通モデルになっている。ダウンロード型音楽配信の流通モデルは、音楽配信事業者又はレコード会社が、権利者とそれぞれ使用許諾契約を締結することでダウンロード販売するコンテンツを収集し、消費者がコンテンツをダウンロードする際に課金をして購入代金を得る仕組みとなっている。ストリーミング型音楽配信については、音楽配信事業者又はレコード会社が、著作権者及びレコード会社とそれぞれ使用許諾契約を締結することでストリーミング配信するコンテンツを収集する点は、ダウンロード型音楽配信と同様であるが、消費者がコンテンツの複製物を所有するわけではなく、月額利用料を支払い配信事業者のサービスを利用してコンテンツを視聴することが基本のモデルとなっている。パッケージレンタルの流通モデルは、CDレンタルショップが、著作権者、実演家及びレコード会社とそれぞれ貸与許諾契約を締結し、レンタル商品を仕入れて消費者に貸与し、レンタル料金を得るモデルとなっている。

【音楽コンテンツの市場規模】（日本レコード協会発行「日本のレコード産業 2016」より）

<数量>

CDパッケージ（千枚） 2015年生産実績		デジタル配信（千回） 2015年有料音楽配信売上実績	
シングル	55,144	シングルトラックDL*	114,869
アルバム	112,696	アルバムDL	8,437
CD合計	167,839	合計	123,306

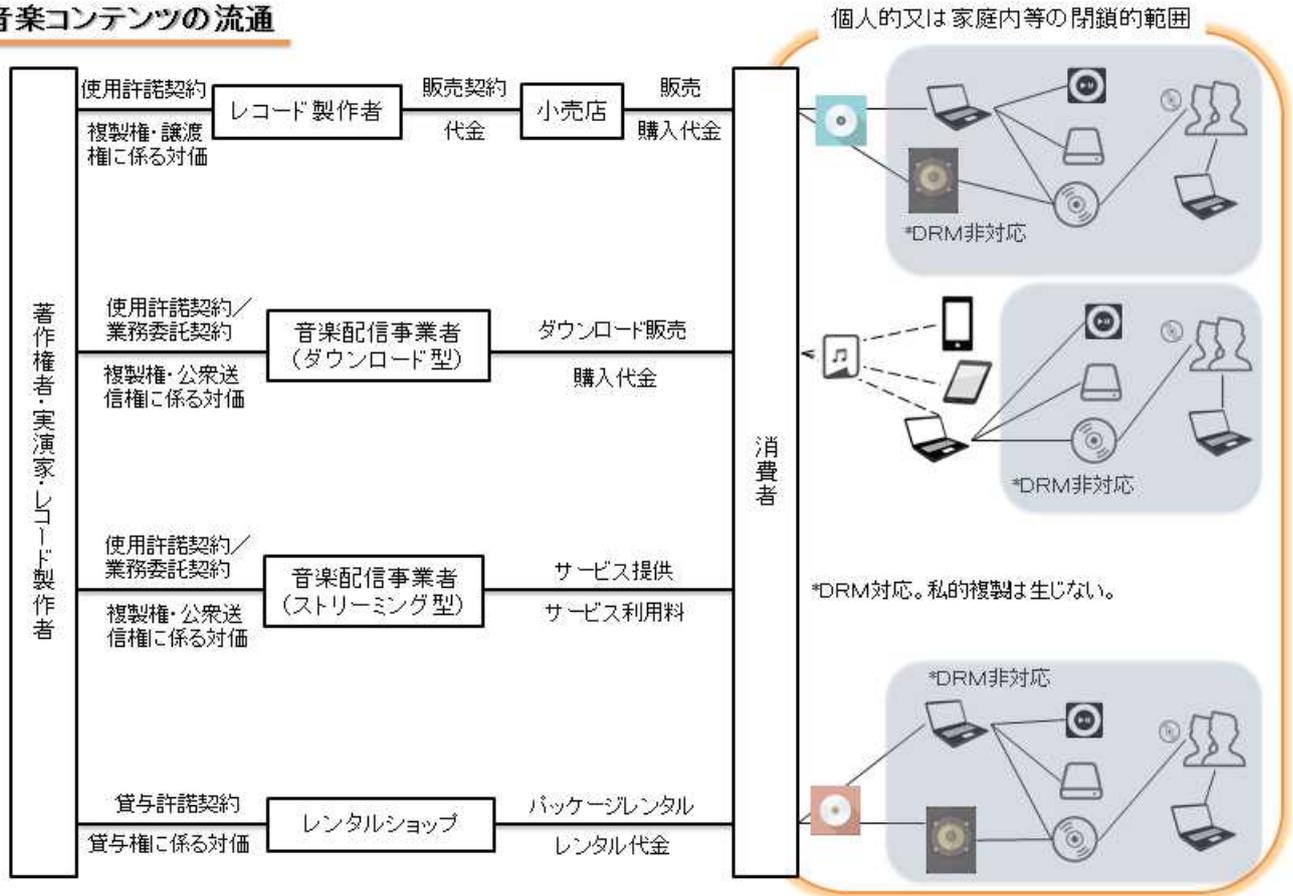
<金額>

CDパッケージ（百万円） 2015年生産実績		デジタル配信（百万円） 2015年有料音楽配信売上実績	
シングル	41,688	シングルトラックDL*	18,992
アルバム	138,422	アルバムDL	9,229
—	—	ストリーミング	12,392
CD合計	180,110	合計	40,613

\*シングルトラックごとの売上実績であるため、シングルCDとは集計方法が異なる。

また、”着うた”は含まない。

## 音楽コンテンツの流通



### イ. DRM（デジタル著作権管理）技術

消費者がCDにより楽曲を入手するパッケージ販売やパッケージレンタルについては、消費者が入手した楽曲を複製する場合のDRM技術に対応しておらず、消費者は自由に複製をすることが可能である。ダウンロード型音楽配信についても、現在はDRM技術をかけずに配信しており、消費者は、購入した楽曲を自由に複製することが可能である。

一方で、ストリーミング型音楽配信については、一般的には、複製を防止する措置が講じられており、消費者が私的複製をすることはできない。

### ウ. 私的録音に係る対価について

消費者が入手楽曲の複製を行うことが技術的に可能となっているパッケージ販売、ダウンロード型音楽配信及びパッケージレンタルについて、現状、私的録音に係る対価は消費者への提供価格に含められておらず、また、小売店や音楽配信事業者、レンタルショップ等が権利者に支払うライセンス料等にも、私的録音に係る対価は含められていない。

なお、ストリーミング型音楽配信については、前述のとおり、消費者が楽曲の複製を行うことが技術的にできないため、私的録音に係る対価は問題とならない。

### エ. 各流通モデルにおける契約実態等

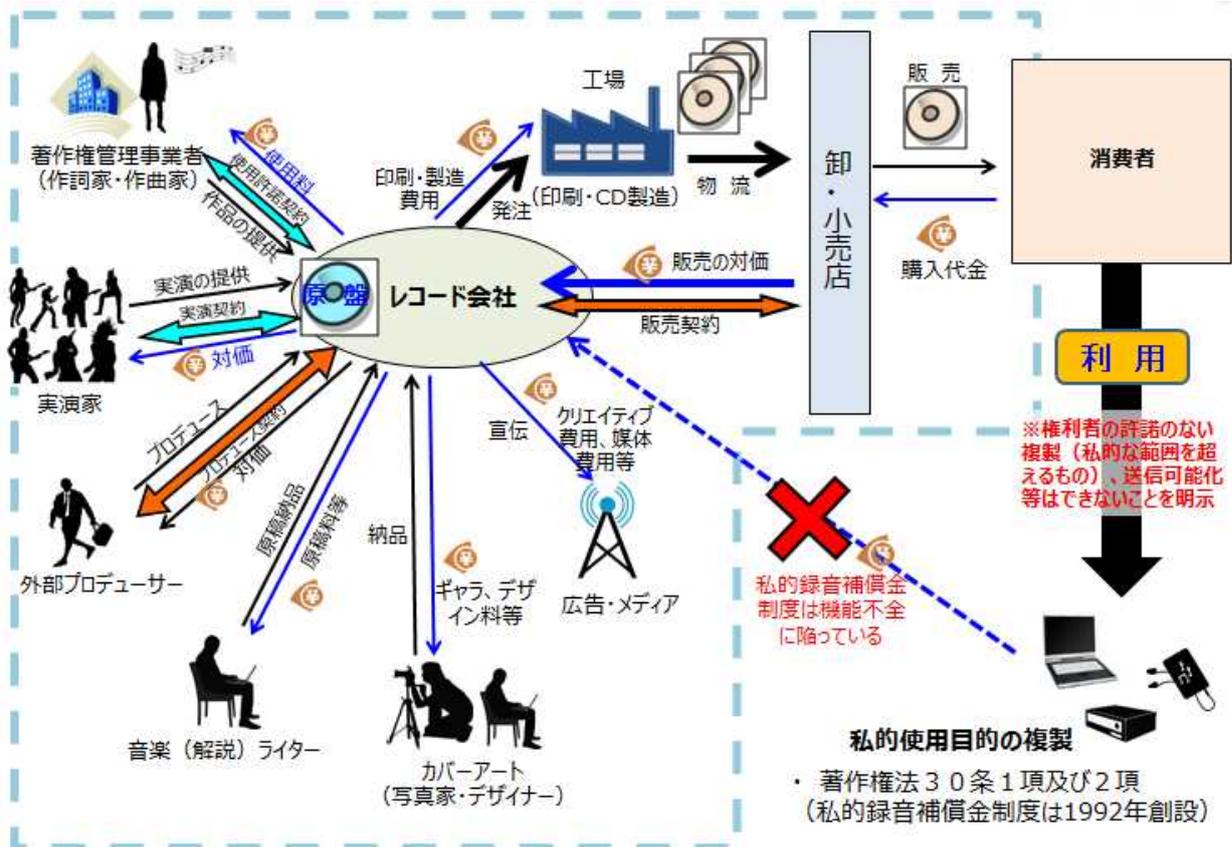
#### (i) パッケージ販売

音楽パッケージの制作・流通は、一般的には、レコード会社が主体となって行われる。

まず、原盤を制作するため、レコード会社は、音楽の著作権について著作権等管理事業者等と使用許諾契約を締結し、原盤制作に係る作品の複製権及び譲渡権の許諾を受ける。また、実演家とも契約をし、原盤を制作する。著作権等管理事業者等や実演家、場合によってはプロデューサー等に対して、レコード会社からはそれぞれの契約に基づいた対価が支払われる。

卸・小売店はレコード会社と販売契約を締結し、それに基づきパッケージ商品を仕入れ、小売店は仕入れた商品を消費者に再販売して代金を得ることとなる。この際の音楽パッケージの価格は、各著作権者等への複製権及び譲渡権の対価に加え、パッケージ商品の制作に要した様々な経費を考慮して決定されているが、私的録音の対価についてはこれに含まれてはいない。その背景として、私的録音に係る補償は、著作権法第30条第2項に規定される私的録音録画補償金制度により担保されてきたという歴史的経緯がある。

【パッケージビジネスの流れと対価の支払い】（平成27年度第4回小委員会 レコード協会提出資料抜粋）



(ii) ダウンロード型音楽配信

ダウンロード型音楽配信の契約形態は、レコード会社が配信業務を配信事業者等に委託する業務委託契約と配信事業者がレコード会社の許諾を受けて楽曲を配信する原盤使用許諾契約の2種類が主流となっている。業務委託契約の場合には、レコード会社がダウンロード代金を決定し、販売手数料等を配信事業者等に支払うこととなる。また、楽曲の著作権使用料は、レコード会社が著作権等管理事業者等に支払うこととなる。原盤使用許諾契約の場合には、配信事業者がダウンロード代金や配信態様を決定し、契約に基づきレコード会社

に使用料を支払う。この場合には、楽曲の著作権使用料は配信事業者が支払うこととなる<sup>1</sup>。

配信事業者の多くは、かつては1課金1ダウンロードでDRM技術をかけてサービスを提供していたが、現在は、消費者の利便性向上のため、1課金につき複数台のデバイスでダウンロードが行えるサービス（マルチデバイス・ダウンロード）を提供している。また、ダウンロードした楽曲にはDRM技術が施されていないため、消費者は自由に私的複製を行えることとなっている。

権利者から配信事業者に対する許諾の範囲は、事業者の行う複製、公衆送信、消費者が楽曲をダウンロードする際に生じる複製である。これに対し、ダウンロード後に生じる消費者の私的録音は私的複製に該当するとして契約には含まれていない。

なお、1課金1ダウンロードを実施していた時期の1曲あたりの価格と、DRM技術を解除しマルチデバイス・ダウンロードを実施している現在の1曲あたりの価格を比較すると、現在の価格の方が低い。

### (iii) ストリーミング型音楽配信

ストリーミング型音楽配信についても、ダウンロード型音楽配信と同様に、業務委託契約と原盤使用許諾契約の2種類が主流となっている。

ストリーミング型音楽配信については、DRM保護技術ではなく、データ伝送経路に暗号をかけることで、データが複製されないようなセキュリティ技術が実装されている。

また、多くのストリーミング型音楽配信サービスにおいては、1課金につき1IDを発行し、IDとパスワードが認証されればサービスを楽しむことができる仕組みとなっており、結果として、異時に複数デバイスでのサービス利用が可能となっている。

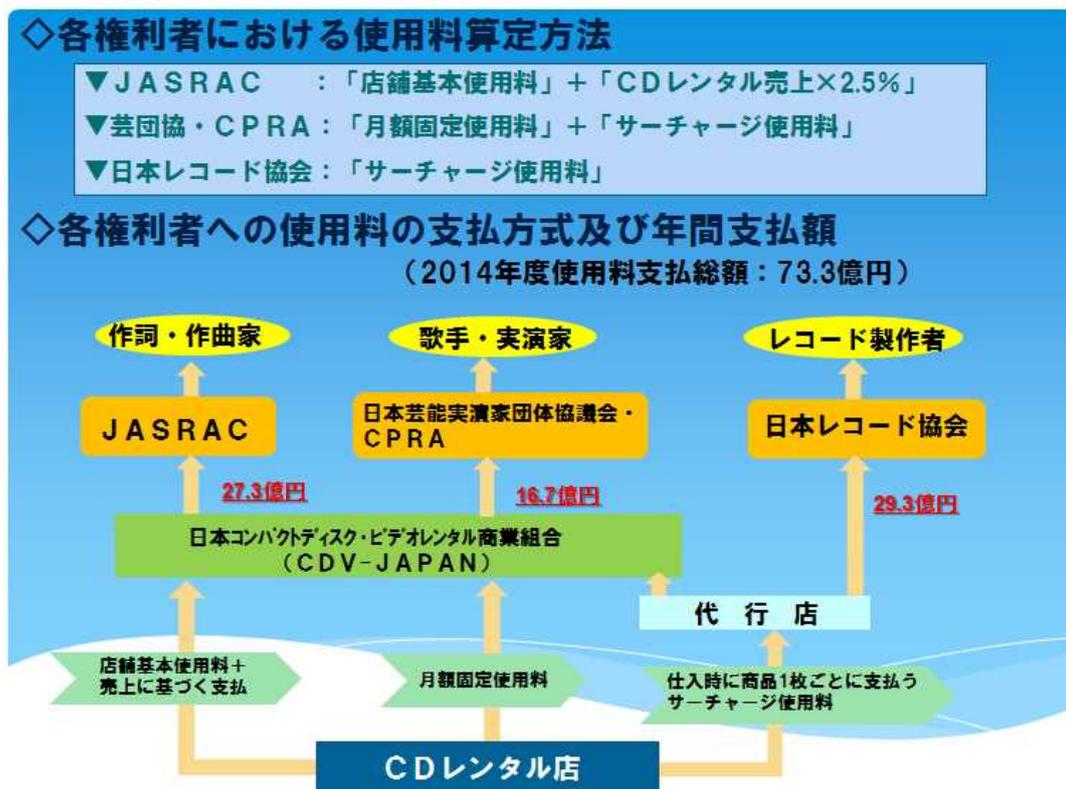
### (iv) パッケージレンタル

パッケージレンタルについては、CDレンタル店が、著作権、実演家の権利、レコード会社の権利について、それぞれ著作権等管理事業者から貸与に係る許諾を得てサービスを実施している。著作権については、店舗基本使用料に売上に基づき算出した使用料を加えた額がJASRACに支払われており、実演家の権利については、店舗ごとの月額固定使用料及びCDの仕入れ時に1枚ごとに上乗せされた使用料が芸団協に支払われている。また、レコード製作者の権利については、CDの仕入れ時に1枚ごとに使用料が上乗せして徴収されており、レコード協会に支払われている。

権利者からレンタル店に対する許諾の範囲は、貸与権のみであり、レンタルCDを消費者が複製する行為は私的複製に該当するため、使用許諾契約の範囲外である。

---

<sup>1</sup> ダウンロードに係る著作権使用料について、一部の管理事業者において、DRM技術を施す場合の使用料率を低く設定している場合がある。これは、配信事業者がDRM技術を施すにあたってのコストを負担していることに鑑み、一定の控除を設けるといった趣旨によるものだと説明されている。



## ② 私的録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状

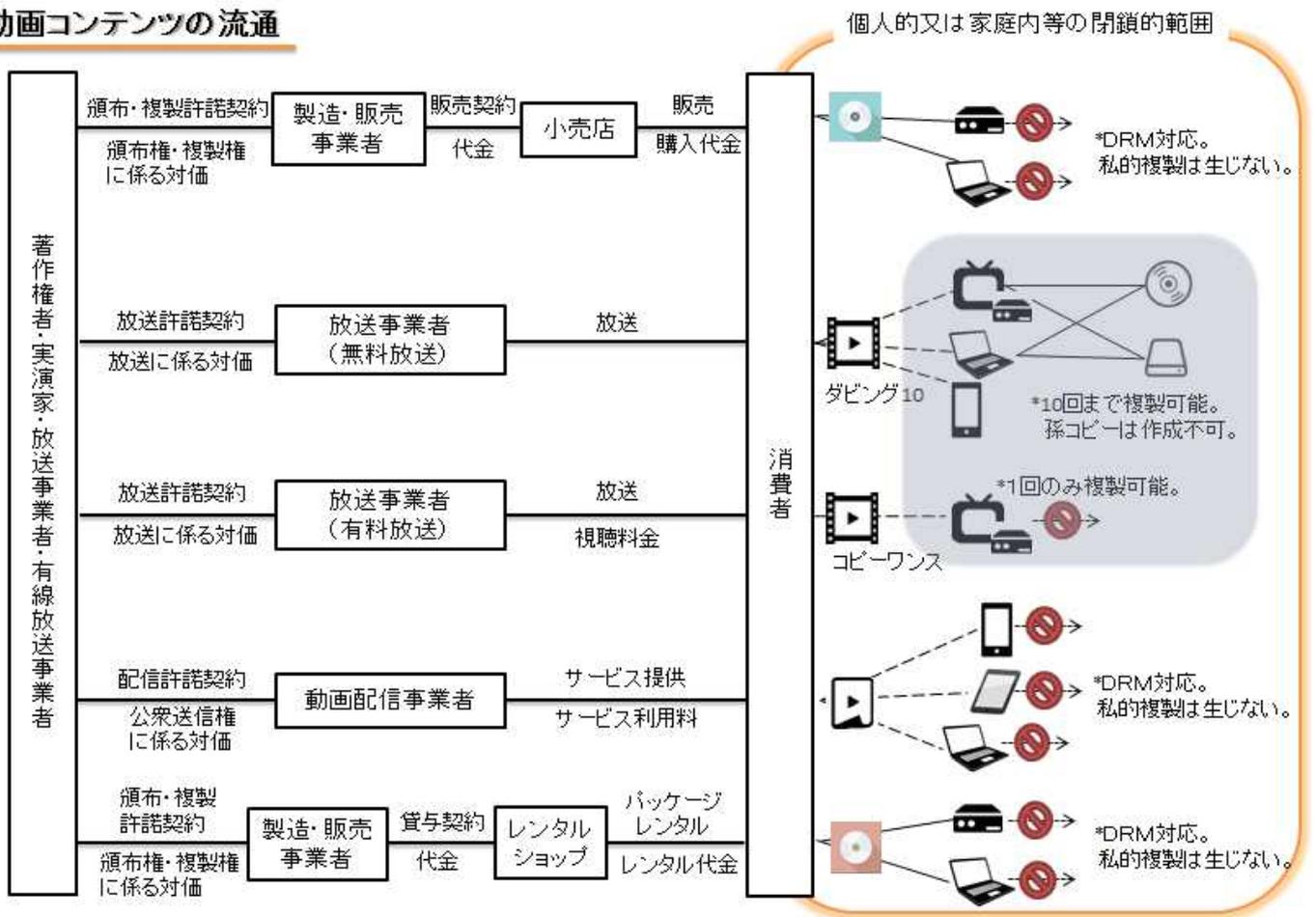
### ア. 動画コンテンツの流通の概観

消費者が動画コンテンツを入手する主な流通形態として、パッケージ販売，無料放送，有料放送，動画配信及びパッケージレンタルの5つがある。

パッケージ販売については，DVD等のパッケージの製造・販売事業者が権利者の許諾を得てパッケージを製作し，これを小売店が消費者に販売する流通モデルとなっている。無料放送及び有料放送については，放送事業者が著作権者等から放送の許諾を得て動画コンテンツを自社制作するなどして，消費者に対し無料又は有料で放送する。動画配信は，配信事業者が配信許諾契約を映画製作者等と締結し，多くの場合有料で消費者に対して動画コンテンツを配信するモデルとなっている。パッケージレンタルは，DVD等のパッケージの製造・販売事業者が権利者の許諾を得てパッケージを製作してレンタルショップにこれを貸与し，レンタルショップが消費者にレンタルするモデルである。

動画コンテンツのうち，特に商業用映画については，映画館等での興行後，5タイプの流通モデルにおいて二次利用を行うことで，投下資本を回収し収益の最大化を図るという特徴を有しており，それぞれの流通モデルにおいて複製をコントロールすることによりビジネス上の利益を確保するという要請が強い。

## 動画コンテンツの流通



### イ. DRM技術

動画コンテンツについては、放送による流通モデルを除いては、DRM技術により消費者が私的複製を行うことを禁止する措置がとられている場合がほとんどである。放送におけるDRM技術は関係者により取り決められたARIB TR-B15「BS/広帯域CSデジタル放送運用規定」（下表参照）に従い導入されており無料放送の場合と有料放送の場合とで異なる。無料放送については、孫コピーを禁止し複製の回数を10回までに限定する、ダビング10のルールが採用されている。一方、有料放送については、一般的には、複製の回数を1回に限定するコピーワンスのルールが採用されている（ペーパービューについては、コピーネバーのルールを採用する場合もある）。

5.4 コンテンツ保護に関する運用規定

5.4.1 送出運用規定

- デジタルコピー制御記述子の copy\_control\_type が '01' の時は、表 5-3 に示す規定に従って運用すること。

表 5-3 コンテンツ保護に関する運用規定

サービス形態	デジタルコピー制御情報を用いた世代制限			出力保護	個数制限 コピー可
	制約条件なしにコピー可	1 世代のみコピー可	コピー禁止		
ペイパービュー*4 ・ 1 番組や特定の番組群に視聴料を支払う 月極め等有料放送	運用可	運用可	運用可	運用可*2	運用可*3
コンテンツ保護を伴う無料番組	運用可	運用可	運用不可	運用可*2	運用可*3
上記以外 *1	運用可	運用不可	運用不可	運用不可	運用不可

\*1: 無料でかつコンテンツ保護を伴わない番組の場合が該当する。  
 \*2: デジタルコピー制御情報が「制約条件なしにコピー可」の場合にのみ運用可能。  
 \*3: デジタルコピー制御情報が「1 世代のみコピー可」の場合にのみ運用可能。  
 \*4: 本表におけるペイパービューとは、編成番組毎（シリーズを含む）で料金設定が可能なサービスをいう。したがって、STD-B25 第 1 部 2.1.3 料金設定方式に記載されるペイパービュー(Impulse PPV)のみならず、ティアによる Call Ahead PPV も含まれる。

ウ. 私的録画に係る対価について

動画コンテンツの流通においては、技術的に、私的録画が生じ得る場面は放送に限定されている。そのため、無料又は有料放送以外の 3 モデルにおいては、私的録画が行われることはなく、私的録画に係る対価は問題とならない。放送においては、上述のとおり、無料放送でダビング 10 が、有料放送でコピーワンスが採用されることが一般的であるが、放送事業者から権利者に支払われる対価は放送に係る対価であり、消費者の行う私的録画に係る対価は含まれていない。

エ. 各流通モデルにおける契約実態等

(i) パッケージ販売

パッケージ販売の場合、DVD 等のパッケージの製造・販売会社は、映画製作者等と頒布・複製許諾契約を締結した上で、パッケージ小売店と販売契約を締結して、小売店に販売をする。消費者がパッケージを購入する代金は、製造・販売会社が権利者に支払う使用料を含めた対価として設定される。

(ii) 無料放送

無料放送においては、放送事業者は、著作者や実演家、レコード会社、映画製作者等から放送の許諾を得て使用料等を支払う。無料放送の場合は、消費者が視聴に際しての対価を支払うことはなく、放送事業者は広告収入により放送事業を行っていることから、権利者への対価の支払いは、広告収入を基に行われることとなる。放送事業者が権利者から得る使用許諾の範囲は、消費者の行う録画行為の対価は含まれていない。

### (iii) 有料放送

有料放送についても、無料放送の場合と同様に、放送事業者は権利者と放送許諾契約等を締結し<sup>2</sup>、放送に係る対価として権利者に使用料を支払っている。無料放送と異なる点は、消費者から直接、放送に係る対価を徴収している点である。

### (iv) 動画配信

動画配信は、動画配信事業者が権利者と配信許諾契約を締結し、公衆送信に係る対価を権利者に支払う。動画配信事業者は、消費者から配信に係る対価を収受するか、無料動画配信の場合には広告収入を得ている。配信される動画コンテンツにはDRM技術が施されており、多くの場合、複製を行うことは禁止されているため、私的録画に係る対価は問題とならない<sup>3</sup>。

動画配信には、ユーザーが視聴権を購入するセル形式のモデル(E S T)、視聴期間が限定されたレンタル形式のモデル(T V O D)、期間内定額の複数コンテンツ見放題モデル(S V O D)、広告付帯形式の無料配信モデル(A V O D)の4つの分類があると言われている。

商業用映画の収入として大きいモデルはE S Tモデルである。E S Tモデルにおいて消費者が動画コンテンツを視聴する方法は2種類あり、動画コンテンツをダウンロードしデバイスに保存した上で視聴する方法と、ダウンロードとストリーミングを併用し、通信環境が良好な場合はストリーミングで視聴し、通信環境の悪い場所ではダウンロードデータを視聴するという方法である。ダウンロード形式の場合には、ダウンロードした動画コンテンツが複製できないようDRM技術が施されている。ストリーミング形式の場合には、公衆送信されるデータを複製できないようDRM技術が施されている。いずれの視聴形式も共通して、視聴者にIDを発行し、認証されたデバイスでなければ視聴できない仕組みを採用するサービスが標準となっている。

また、近年成長著しいモデルがS V O Dモデルであるが、S V O Dモデルにおいても、ストリーミングの際に送信データを複製できないようDRM技術が施されていることから、私的録画に係る対価は問題とならない。

### (v) パッケージレンタル

パッケージレンタルについては、DVD等のパッケージの製造・販売事業者は、映画製作者等と頒布・複製許諾契約を締結し、レンタルショップは製造・販売事業者と貸与契約を締結して、レンタルショップが消費者にDVD等のパッケージをレンタルする。製造・販売事業者とレンタルショップ、レンタルショップと消費者の間でそれぞれ行われるパッケージのレンタルについては、映画製作者等と製造・販売事業者の間の契約で処理されている。消費者がパッケージのレンタルを受ける代金は、レンタルショップ及び製造・販売会社を通じて権利者に支払う使用料を含めた対価として設定される。

<sup>2</sup> 有料放送番組について、映画作品を提供するか否かを判断するにあたって、DRM技術によるコピー制限の程度が判断要素の一つになる場合がある。

<sup>3</sup> 一部のサービスにおいて、ダウンロードした動画を特定のメディアにムーブできる機能を持つものがある(いわゆるコピーができるわけではない)。この場合には作品を提供するか否かを判断するにあたって、DRM技術によるコピー制限の程度が判断要素の一つとなりうる。

## (2) 補償すべき範囲

### ① 補償についての基本的な考え方

どのような場合に権利者への補償が必要となるのかについては、様々な意見が挙げられた。(参考資料2参照)

まず、補償が必要な理由について、私的複製により権利者に不利益が生じていることを理由とするのか、私的複製が権利制限されていることにより利益を得ているものがあることを理由とするのか、あるいはそもそも権利者が得ている対価に問題があることを理由とするのか、という点を明らかにする必要がある。

この点について、著作権法第30条第1項の権利制限規定がなければ起こり得ないであろう事柄をすべて対象にして補償の要否を考えるというアプローチは不適切であり、私的複製による直接的な影響をもとに補償の必要性を検討すべきであるとの意見が挙げられた。また、補償の要否を判断する上で、産業間の利益再分配をその理由とすることは不適切であるとの意見も挙げられた。これらを踏まえると、補償が必要となるのは、権利制限規定によって権利者に不利益が生じている場合であると考えられる。

次に、権利制限規定により権利者にどのような不利益が生じているのかという点について、個々の私的複製が微々たるもので権利者のビジネス上の不利益に直接結びつくものではなくとも、それらの複製が累積することによって、総体的に大量の複製が行われていれば、権利者に不利益が生じていると考えられるとの意見が示された。これに対して、権利制限規定により私的複製の制約を緩和し、消費者の利便性を高めることによって権利者もビジネスを行ってきたのであり、私的複製による不利益が権利者に生じているとは考えられないとの意見が挙げられた。また、購入した音楽を複製して様々なデバイスで視聴するという時代において、複製が大量に行われることは当然であり、これを不利益ととらえることは納得できないとの意見もあった。

この点について、第30条第1項の権利制限規定に基づき社会的に大量の複製が行われている以上、複製権を制限されている権利者に法的な不利益が生じていると言わざるを得ないものと考えられる。仮に、同項の権利制限規定に基づき私的複製が行えることが音楽コンテンツの購買意欲につながり、権利者の利益に資するという側面があったとしても、私的複製に対して権利行使が制限されていることは、権利者にとっての不利益であると法的には評価されることとなる。この不利益が、補償が必要な程度に存在しているか否かという点については、平成4年に私的録音録画補償金制度が導入された際に、個々の利用行為としては零細な私的複製であっても、デジタル技術の発達により社会全体としては大量の録音物・録画物が作成・保存されることとなり、権利制限の範囲内で行われているデジタル録音・録画について経済的補償の必要があると整理されたが、現時点でも社会的に大量の私的複製が行われている状況に鑑みれば、なお補償が必要な程度の不利益が権利者に生じていると考えられる<sup>45</sup>。

---

<sup>4</sup> 「私的録音録画に関する実態調査報告書」(平成26年公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所)の結果を踏まえ、平成26年度第3回本小委員会において、国民全体(15～69歳)の1年間の音

なお、サブスクリプションサービス等の私的複製を必要としない新たな音楽サービスの提供が増えていることから、私的複製の量は今後減少するのではないかとの指摘があるが、我が国ではいまだ8割以上がCD等のフィジカルの市場となっており<sup>6</sup>、現時点でも大量の私的複製が行われている状況にあるとの意見が示された。

このように、私的複製による不利益が権利者に生じていると評価できる以上は、原則として、権利者への補償が必要であると考えられる<sup>7</sup>。私的録音録画に伴う権利者の不利益を補償するために導入された私的録音録画補償金制度が機能していない以上、比較法的に見ても射程の広い法第30条第1項の権利制限規定を維持するためには、権利者への補償制度を導入することが必要であるといえる。補償制度を整備しないという選択をとることにより、権利制限の範囲が狭まることは利用者にとっても望ましくなく、まずは、現行の第30条第1項の権利制限の範囲を維持することを前提とした上で、補償の在り方を検討することが適当である。

もっとも、私的複製により不利益が生じていることをもって、すべての私的複製について補償が必要であると直ちに断じることは拙速であり、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、最終的にどのような補償制度を導入するかという議論とは別に、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要であると考えられる。

なお、補償制度を構築する上では、社会的理解を得る必要があるが、総体として大量に私的複製が生じているという側面と、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないという側面とがある状況を踏まえると、そのための十分な議論と説明が必要である。

## ② 音楽コンテンツの私的録音に係る「補償すべき範囲」について

### ア. 議論の対象となる流通形態について

「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」において整理された音楽コンテンツの流通モデルごとに、契約実態と対価還元の現状を整理すると、以下のとおりである。

#### (i) パッケージ販売

パッケージを製作、流通、販売し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。消費者の入手したパッケージにはDRM技術が施されていないことから、消費者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能であ

---

楽CDからの録音回数は約58億曲分である、との試算が浅石委員、椎名委員及び畑委員より報告されている。

<sup>5</sup> もっとも、委員会においては、権利者への補償は必要ないとする立場から、私的複製により経済的な不利益が具体的に発生しているとは考えられないとの意見や、私的複製を伴わない音楽コンテンツの視聴が増加しているため私的複製の量は減少しているのではないかとの意見も示された。

<sup>6</sup> 「日本のレコード産業2016」（日本レコード協会発行）によると、CDパッケージの2015年生産実績が180,110百万円であるのに対して、2015年有料音楽配信売上実績は40,613百万円である。

<sup>7</sup> 補償についての基本的な考え方として、権利者への補償が必要であると結論付けるのではなく、両論併記にとどめるべきである、との意見も示された。

る。この消費者の行う私的録音に係る対価については、契約には含まれていない。

#### (ii) ダウンロード型音楽配信

配信楽曲を配信事業者に提供，公衆送信し，消費者の手元に届くまでの利用行為については，契約により権利者への対価還元が行われている。消費者の入手した音楽データにはDRM技術が施されていないことから，消費者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この消費者の行う私的録音に係る対価については，契約には含まれていない。なお，消費者の利便性向上のため，多くの配信事業者は複数のデバイスに楽曲を配信するマルチデバイス・ダウンロードサービスを提供しており，このサービスを利用することで，他のデバイスで購入した楽曲が視聴できる状況にある。

#### (iii) ストリーミング型音楽配信

配信楽曲を配信事業者に提供，公衆送信する利用行為については，契約により権利者への対価還元が行われている。ストリーミングの際には，データ伝送経路に暗号をかけてデータが複製されないようなセキュリティ技術が施されていることから，消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち，音楽コンテンツの利用に係る対価は，全て契約において処理されている。

#### (iv) パッケージレンタル

パッケージを製作，流通，貸与し，消費者の手元に届くまでの利用行為については，契約により権利者への対価還元が行われている。消費者の入手したパッケージにはDRM技術が施されていないことから，消費者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この消費者の行う私的録音に係る対価については，契約には含まれていない。

以上を踏まえると，コンテンツの入手後に消費者が私的複製を行うことができる，「パッケージ販売」，「ダウンロード型音楽配信」及び「パッケージレンタル」については，私的録音に係る補償の可否を議論する必要がある。

### イ. 補償すべき範囲

どのような私的録音に補償の必要があるかどうかについて，論点を整理し以下のような検討を行った。

#### (i) 複製目的による「補償すべき範囲」の切り分けについて

すべての流通形態に共通する論点として，一定の目的の下に行われた私的録音について，複製の性質に鑑み，補償は不要なのではないかという指摘があった。

第一に，自身が購入した音楽コンテンツを複数の機器で視聴するための私的録音については，いわゆるプレイシフトであり，当該行為によって売上が減少するわけではなく，権利者に不利益は生じていないため，補償は不要ではないかとの意見が挙げられた。この点について，プレイシフトを目的とした私的録音は私的録音録画補償金制度の創設時から補償の対象として整理されてきたものであり，この整理を覆す事情の変更が生じているわけではない。また，プレイシフトを目的とした場合であっても，私的複製が権利制限

規定の下で行われている以上は、権利者に法的な不利益が権利者に生じているものと考えられる。

第二に、購入した音楽のバックアップのために行われる私的録音について、視聴のために行われているわけではなく、補償は不要ではないかとの意見が挙げられた。この点については、バックアップのための複製といえども、最終的にはマスターファイルを破損・紛失した場合に視聴することを目的として行われるものであり、非享受利用であるとは言い難いのではないかとの指摘があった。また、目的がバックアップであったとしても、複製を行っている以上は、著作権法上は著作物の利用と位置づけられ、これらの行為について権利が制限されているという点では権利者に法的な不利益が生じているといえる。

以上を踏まえると、プレイスシフトやバックアップを目的とする私的複製について、権利者に不利益が生じていないとは言い難く、いずれの場合も「補償すべき範囲」に含まれ得るものと考えられる。

#### (ii) DRMの有無による「補償すべき範囲」の切り分けについて

DRMがかかっていない状況で提供されるコンテンツについては、私的複製が行われることを見込んで対価設定が行われているはずであり、補償の必要はないのではないかと、この意見が挙げられた。これは、長年にわたり私的複製が行われており、私的録音録画補償金制度が機能していないことを前提とすれば、私的複製の対価を含めてコンテンツの提供価格を設定することが経済的に合理的な判断であり、権利者が不利益を放置したままコンテンツを提供し続けているとは考えづらいことから、私的複製の対価は既に支払われているのではないかと、という意見である。

この指摘に対して、権利者からは、私的複製の対価をコンテンツの提供価格に上乗せすることはないとの反論があった。また、我が国においては、現在は機能をしていないとしても、私的録音に係る対価は私的録音録画補償金制度によって権利者に還元されるという制度的前提が存在しており、これを踏まえれば、提供価格に私的複製の対価を盛り込んでいるとの評価は妥当しないものと考えられる<sup>8</sup>。

#### (iii) 複製先がインターネットクラウドである場合について

インターネットクラウドへのコンテンツの複製についても、従来のMDやCDといった媒体からクラウドというインターネット上の領域に複製先が拡大したに過ぎず、補償の対象とすべきとの意見が挙げられた。この点について、本小委員会でも、平成26年度にクラウド上の私的な領域に自らのコンテンツを保存する行為については私的複製にあたり整理しており、これに基づけば、インターネットクラウドへの複製も補償の対象となり得ると考えられる。

#### (iv) ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的複製について

ダウンロード型音楽配信サービスにより購入した音楽コンテンツについては、多くの場合、マルチデバイス・ダウンロードサービスにより私的複製を行わなくても複数の機器で購入した音楽コンテンツを視聴することが可能であることから、私的複製が行われること

---

<sup>8</sup> 私的複製の対価をコンテンツの提供価格に含めて徴収することで権利者に対価を還元するということも方法論としては考えられるものであり、これを直ちに否定するものではない。

は稀ではないか、との指摘が挙げられた。

これに対しては、マルチデバイス・ダウンロードサービスが提供されている場合でも、当該サービスの範囲外で私的複製が行われているとの意見があった。もっとも、コンテンツを購入して最初にダウンロードをする部分については、パッケージを購入する行為と同一視でき、音楽コンテンツの購入と一体に行われる複製であることから、補償の必要はないと考えられる。

なお、プレイシフトやバックアップを目的とする複製やインターネットクラウドへの複製について、補償制度にどのように反映させるかについては、対価還元の手段についての議論において、十分な議論を行うことが必要である。

### ③ 動画コンテンツの私的録画に係る「補償すべき範囲」について

#### ア. 議論の対象となる流通形態について

「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」において整理された動画コンテンツの流通モデルごとに、契約実態と対価還元の現状を整理すると、以下のとおりである。

##### (i) パッケージ販売

パッケージを製作、流通、販売し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。パッケージには、DRM技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

##### (ii) 無料放送

動画コンテンツを制作し、放送するまでの利用行為については、契約等により権利者への対価還元が行われている。無料放送番組においては、孫コピーを禁止し複製の回数を10回までに限定するダビング10を原則としたDRM技術が採用されており、この範囲であれば視聴者は自由に複製を行うことが可能となっている。この視聴者の行う私的録画に係る対価については、契約には含まれていない。

##### (iii) 有料放送

動画コンテンツを制作し、放送するまでの利用行為については、契約等により権利者への対価還元が行われている。有料放送番組においては、複製の回数を1回に限定するコピーワンスを原則としたDRM技術が採用されており、この範囲であれば視聴者は自由に複製を行うことが可能となっている（一部の番組では複製を禁止するコピーネバーのDRM技術が施されている）。この視聴者の行う私的録画に係る対価については、契約には含まれていない。

##### (iv) 動画配信

配信楽曲を配信事業者提供、公衆送信する利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。配信形態としてはダウンロード型とストリーミング型が存在

するが、いずれもDRM技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

#### (v) パッケージレンタル

パッケージを製作、流通、貸与し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。パッケージには、DRM技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

以上を踏まえると、コンテンツの入手後に消費者が私的複製を行うことができる、「有料放送」及び「無料放送」については、当該私的録画に係る補償の要否を議論する必要がある。

### イ. これまでの論点及び意見

動画コンテンツについては、「有料放送」及び「無料放送」の私的録画について論点を整理し、各論点について、以下のように意見が出された。

(i) 放送波を最初に録画する部分について、「補償すべき範囲」に含めるか否か。

- 多くの視聴者は、放送番組をその放送時間に視聴すると同じように、番組をハードディスクに録画しタイムシフトをして視聴している。ハードディスクに録画された番組はあくまで視聴者が番組を視聴するためのものであり、権利者に不利益は生じない。
- 放送番組をその放送時間に視聴するのであれば、番組の視聴後に当該番組を再度視聴することはできない。しかし、録画を行った場合に視聴後も録画物が残存するのであれば、権利者に不利益が生じないとは言い切れない。

(ii) 権利者がDRMを自由に選択できる場合に、選択されたDRMの範囲内で行われる私的録画について、「補償すべき範囲」に含めるか否か。

- 権利者がDRM技術を選択できない現状においては、補償金等の形で権利者への対価還元が必要となる。それができないのであれば、権利者が自由にDRMを選択できる環境を構築すべき。この場合においても、権利者がコピーネバーを選択しないときには補償の必要性がある。
- 選択肢の多少はあれ、何らかのDRM技術を選択できる以上は、権利者が私的複製の範囲をコントロールしていると評価すべき。
- 劇場映画については、劇場放映後の二次利用についてコピーネバーを原則としてビジネスを展開しているが、テレビ番組での放送についてのみ、ダビング10のルールゆえに権利者が私的複製をコントロールできない状況にある。
- 様々な制度制約や実社会の要請によってDRMが定められているというのが実態であり、権利者の自由意思でDRMを選択できるわけではないのではないのか。このような実態や、個人の私的複製の態様を総合考慮して補償が必要な範囲を決めるべき

である。

(iii) コピーネバーの運用が可能となっているペーパービューについて、「補償すべき範囲」に含めるか否か。

- 少なくとも映画については、コピーネバーを運用しているものについて補償を求めるものではない。

### Ⅲ おわりに

今期の小委員会では、上記のように、クリエイターへの適切な対価還元に係る課題について検討を行った。今後は、「補償すべき範囲」についての議論を踏まえ、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、私的録音に係る対価還元的手段について具体的な議論を行うことが必要である。また、私的録画についても、「補償すべき範囲」についての議論を深めるとともに、必要に応じて対価還元的手段についての議論を行うことが求められる。これらの検討にあたっては、様々な立場からの意見があることを踏まえ、多様な私的複製に係る対価還元的手段について検討を行い、社会的理解の得られる補償制度の構築に努める必要がある。

## **IV 開催状況**

### **第1回 平成28年6月6日**

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元の現状について意見交換）

### **第2回 平成28年8月24日**

クリエイターへの適切な対価還元について（補償すべき範囲について意見交換）

### **第3回 平成28年9月16日**

クリエイターへの適切な対価還元について（補償すべき範囲について論点整理，意見交換）

### **第4回 平成28年12月21日**

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音に係る補償すべき範囲について論点整理，意見交換）

### **第5回 平成29年2月28日**

- ① クリエーターへの適切な対価還元について（補償すべき範囲について論点まとめ）
- ② 平成28年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について

## V 委員名簿

	浅石道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事（当時）（～H28. 7. 25）
	今子さゆり	ヤフー株式会社コーポレート政策企画本部知的財産マネージャー
	岩本太郎	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査（H28. 7. 26～）
	大渊哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	華頂尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
	河村真紀子	主婦連合会事務局長
	岸博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	楠本靖	一般社団法人日本レコード協会著作権・契約部部長
	小寺信良	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
	榊原美紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
	笹尾光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会特別委員（当時）（～H28. 7. 25）
	椎名和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
主査代理	末吉互	弁護士
	杉本誠司	株式会社ドワンゴ
	世古和博	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事（H28. 7. 26～）
	龍村全	弁護士
主査	土肥一史	一橋大学名誉教授
	松田政行	弁護士
	松本悟	一般社団法人日本動画協会専務理事・事務局長
	丸橋透	ニフティ株式会社理事・法務部長

（以上19名）

## クリエイターへの適切な対価還元に関する主な論点

平成 27 年 11 月

本小委員会において示されたクリエイターへの適切な対価還元に関する主な意見を基に、以下のとおり、今後の議論における主な論点を整理する。ただし、今後の議論の状況に応じ、論点は適宜修正されうるものである。

### 1. 私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状

クリエイターへの適切な対価還元が必要であることについて異論はないものの、現状において、クリエイターへの対価還元が行われていない範囲があるのか否か、すなわち、いわゆる市場の失敗が生じているか否かについての検討が必要である。そのため、当該検討に先立ち、まずは、私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元の現状について、コンテンツの流通に係る契約実態や技術的動向を踏まえ、コンテンツの種類や流通態様の差等にも留意しつつ把握することが求められる。

### 2. 補償すべき範囲

1. で把握された現状に基づき、クリエイターへの対価還元が適切に行われておらず対価還元のための制度的担保又は取組が求められる範囲があるか否か、あるのであればそれはどのような範囲であるのか、について検討が必要である。

### 3. 対価還元の手段

2. で補償すべきとされた範囲について、どのような手段で対価還元を行うことが適切か検討を行う。その際、対価還元の担い手、対価還元を機能させるシステム設計、対価の分配方法等について検討が必要。

(以上)

## 「補償すべき範囲」についての検討

平成 29 年 2 月

### 1. 議論の対象となる流通形態

本小委員会において整理された、今後の議論における主な論点のうち、論点 2 「補償すべき範囲」の議論が必要な流通形態は以下のとおり。

### 2. 補償すべき範囲

1. (私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状) で把握された現状に基づき、クリエイターへの対価還元が適切に行われておらず対価還元のための制度的担保又は取組が求められる範囲があるか否か、あるのであればそれほどのような範囲であるのか、について検討が必要である。

#### 【音楽コンテンツ】

- ① パッケージを購入した消費者が行う私的録音について、補償が必要か
- ② ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的録音について、補償が必要か
- ③ パッケージをレンタルした消費者が行う私的録音について、補償が必要か

#### 【動画コンテンツ】

- ① 消費者が行う無料放送番組の私的録画について、補償が必要か
- ② 消費者が行う有料放送番組の私的録画について、補償が必要か

## 2. 音楽コンテンツ

### (1) すべての流通形態に共通する論点例

#### ① 補償についての基本的考え方

##### 【主な意見】

- ◇ 権利制限によって権利者にどのような不利益が生じているかということが補償の要否を左右するのではなく、権利制限が導入されている場合には、基本的には補償の必要性があるのだという前提で、議論を進めるべきである。
- ◇ 個々の私的複製が微々たるもので権利者のビジネス上の不利益に直接結びつくものではなくとも、それらの複製が累積することによって総体的に大量の複製が行われていれば<sup>9</sup>、権利者に不利益が生じていると考えられ、補償が必要である。
- ◇ 購入した音楽を複製して様々なデバイスで視聴するという時代の変化に伴って複

<sup>9</sup> 「私的録音録画に関する実態調査」(野村総合研究所実施)の結果を踏まえ、平成 26 年度第 3 回本小委員会における委員提出資料においては、国民全体(15-69 歳)の 1 年間の音楽 CD からの録音回数は約 58 億曲分と試算されている。

- 製数が増えることは当然であり、それをもって不利益というのは納得できない。
- ◇ 権利者に生じている不利益について具体的な説明がなされておらず、単に不利益を主張するだけでは立法事実を欠くのではないか。
  - ◇ 補償が必要な理由について、権利者に損害があるからなのか、権利制限により利益を得ている者がいるからなのか、そもそも権利者が得ている対価に問題があるからなのか、という点を混在して議論すべきではない。
  - ◇ 権利者側の不利益とは私的録音録画により行われる複製それ自体である。社会的に大量に複製が行われているということを確認し、諸外国の状況を踏まえた上で、権利者に実質的な不利益が生じているとして私的録音録画補償金制度が立法された。当時から私的複製の量が減じているとは考えられない。
  - ◇ 第30条第1項により複製権が制限されている以上は、法的に不利益がないとは言えない。法制度について議論をするにあたっては、ビジネスモデルや経済的な不利益ではなく、法的な不利益を前提として議論をすべき。
  - ◇ 補償というのは、権利者に生じている不利益を補うために行うものであり、補償が必要となる不利益には、権利制限や市場の失敗ゆえに生じている不利益が対象になりうる。補償の要否を判断する上で、産業間の利益再分配をその直接の理由とするのは不適切である。
  - ◇ 第30条第1項の権利制限がなければ起こり得ないであろう事柄をすべて対象にして補償の必要性を考えるというアプローチは不適切であり、私的複製による直接的な影響を考慮して補償の必要性を検討すべきである。
  - ◇ 現行の私的録音録画補償金制度は、比較法的にみて射程の広い第30条第1項の権利制限規定を設ける反面、それにより生ずべき権利者の不利益を補償金でまかなうという形でバランスをとっている。補償の範囲を狭めることにより権利制限の範囲も狭まるという結果は、権利者にとっても利用者にとっても望ましくないのではないか。私的複製の自由度を引き続き確保するのであれば、権利者への補償制度を導入する必要がある。
  - ◇ 私的複製がある以上不利益があるということもできると思うが、不利益があればその全てを補償しなければいけないというものでもない。私的複製は権利者の不利益に直結するものではなく、私的複製の趣旨や性質を考慮した上で、どの程度の私的複製までは補償の必要がなく、どの程度の私的複製から補償の必要がある、といった閾値の議論が必要ではないか。最終的にどのような補償スキームを構築するかという点とは別に検討すべき。
  - ◇ 個々の私的複製の態様に応じて補償の要否を議論することは必要であるが、最終的には、総体としてクリエイターにきちんと対価が還元されているか否かを判断する必要がある。
  - ◇ 私的複製の量を総体として捉えて大量にあるという側面と、個々の利用者レベルでは大量の私的複製が行われているわけではないという側面はいずれも事実であり、視点が異なるだけである。制度を構築する上では、一般国民の理解が必要となることから、このギャップをどう説明できるのかが重要となる。
  - ◇ 私的複製の制約を緩和し、消費者の利便性を高めることによって権利者もビジネス

を行ってきたのであり、私的複製による不利益が権利者に生じているとは考えられない。また、補償の必要性を権利者の不利益の有無に基づいて判断するのであれば、私的複製が制約されることに伴う消費者の不利益も考慮されるべきである。

- ② 自身が購入した音楽コンテンツを複数のデバイスで視聴するための私的複製について、補償すべき範囲に含めるのか否か。

【主な意見】

- ◇ いわゆるプレイスシフトについては、当該行為により売上が減少するわけではなく、権利者に不利益が生じるわけではない。
- ◇ 録音行為の目的に関わらず、私的複製は著作物の利用行為である。
- ◇ 複製したコンテンツが視聴されるか否かによって補償の対象となるか否かを定めることは、技術・社会状況から不可能であるとともに、複製をとらえて権利行使の機会を権利者に与えている著作権法の立て付けに齟齬が生じる。
- ◇ そもそも、私的録音録画補償金制度が創設されたのは、デジタル技術の進歩により、家庭内で音質を維持したまま複製を行うことが可能となり、権利者の不利益が従来以上に大きくなるという質的転換があったという立法事実によるものである。自身が購入した音楽をデジタル録音して複数のデバイスで視聴するという行為は、まさに私的録音録画補償金制度の対象とすべきと整理されたものであり、当時と異なる整理が妥当する理由はない。

- ③ 購入した音楽のバックアップのために行われる私的録音について、補償すべき範囲に含めるか否か。

【主な意見】

- ◇ バックアップのために行われる私的録音は、視聴のために行われているわけではなく、当該行為によって権利者に不利益が生じるわけではない。
- ◇ 音楽の場合は、ソフトウェア等とは異なり、バックアップとして私的複製された音楽ライブラリが第30条第1項の範囲内で家族間や友人間で共有されていくという特徴を有しており、共有された音楽にはバックアップとしての性質はもはやないのではないか。
- ◇ 第30条第1項の私的複製の範囲を超えて行われる複製あるいは当該範囲を超えて複製物が譲渡される場合については、違法行為と整理されることから、これらの行為を惹起するからという理由で同項の補償の要否を議論するのは不適切ではないか。
- ◇ 保存すること自体に意味があるわけではなく、バックアップのために行われる私的録音といえども、最終的にはマスターファイルが壊れたりなくなったりした時にバックアップファイルで音楽を聴くために複製をされているのであり、非享受利用とは言いがたいのではないか。
- ◇ 個々の複製について享受・非享受を議論することは現実的ではなく、制度的に両者を分けるということもできないのではないか。
- ◇ 目的がバックアップであれ、複製を行っているのであればそれは著作物等の利用で

あるというのが著作権法の立て付けである。バックアップ目的の複製であっても補償の対象とすべき。

- ④ DRMがかかっていない状況でコンテンツを提供する場合は、私的複製が行われることを見込んで対価設定がなされているとして、補償の必要はないと考えるか否か。

【主な意見】

- ◇ 私的複製の対価が契約上含まれているか否かではなく、客観的事実に基づいて評価すべき。
- ◇ 対価が還元されていないという主張があるが、長年にわたり状況は変わっていないのであって、このような状況を踏まえた上で価格設定をするのが一般の企業行動である。不利益を放置しているとは考え難く、実際には私的複製の対価を見込んだ契約が行われているのではないか。
- ◇ 私的複製によって不利益が生じているという主張があるが、不利益が生じているのであればなぜ私的複製ができる形式でコンテンツを提供し続けるのか。私的複製を可能とすることで利益が生じるからではないのか。
- ◇ 第30条第1項の範囲内で行われる私的複製の量を勘案してライセンスをしている権利者も利用者もいないと思われる。
- ◇ 我が国に私的録音録画補償金制度が存在する以上、私的複製に係る対価は同制度により徴収されるという前提が存在し、価格に盛り込んでいるとの評価はできない。
- ◇ DRMがかかっており複製できないというような場合や私的録音の部分について権利処理がされているような場合には補償の対象から除外すべきであるが、DRMがかかっていない部分について補償の対象から除外するというのはこれと正反対の発想である。

- ⑤ クラウドに私的複製をする場合について、補償すべき範囲に含めるのか否か。

【主な意見】

- ◇ 複製する媒体がMDやCDという従来の媒体からクラウドというインターネット上の領域に広がったにすぎず、私的複製が行われているという意味では同じである。
- ◇ 本小委員会でも、平成26年度に、クラウド上の私的な領域に自らのコンテンツを保存する行為については私的複製にあたり整理しており、これに基づけば、補償すべき範囲に含めるべきである。
- ◇ クラウド上で行われる私的複製は、タイムシフト目的・バックアップ目的であることが多い。

- ⑥ そのほか

- ◇ サブスクリプションサービス等の私的複製を必要としない新たな音楽サービスの提供が増えており、今後は私的複製をせずに音楽を繰り返し楽しむようになるのではないか。
- ◇ 日本はいまだ8割以上がCD等のフィジカルの市場となっており、日本の音楽ユーザーの多くは所有欲をもっていると言われている。

- ◇ 現に私的複製が行われている限りにおいては、補償の必要性について考えなければならない。

## (2) ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的録音についての論点例

- ① マルチデバイス・ダウンロードサービスを提供しているダウンロード型音楽配信について、補償すべき範囲に含めるか否か。

### 【主な意見】

- ◇ 利用者の多くは当該サービスを利用している場合が多く、私的複製を行っている場合は少ないのではないか。
- ◇ マルチデバイス・ダウンロードサービスが提供されている場合でも、当該サービスの範囲外で私的複製が行われている。
- ◇ マルチデバイス・ダウンロードサービスの導入後、導入前と比較して1曲あたりの提供価格は低下しており、適切に対価還元が行われているとは言い難く、補償の対象となり得る。
- ◇ マルチデバイス・ダウンロードサービスの導入前に提供価格が低下しているというのは権利者と配信事業者のビジネスの問題であり、コンテンツ提供価格の差を補償すべき範囲に含めることには反対である。
- ◇ コンテンツを購入して最初にダウンロードする部分については、CDを購入することと同一視できることから、補償すべき範囲には含めるべきではない。一方で、それ以降の複製については、CD等からの複製と同じく、補償すべき範囲に含めるべきである。

## 3. 動画コンテンツ

### (1) すべての流通形態に共通する論点例

- ① 放送波を最初に録画する部分について、補償すべき範囲に含めるか否か。

### 【主な意見】

- ◇ 多くの視聴者は、放送番組をその放送時間に視聴するのと同じように、番組をハードディスクに録画しタイムシフトをして視聴している。ハードディスクに録画された番組はあくまで視聴者が番組を視聴するためのものであり、権利者に不利益は生じない。
- ◇ 放送番組をその放送時間に視聴するのであれば、番組の視聴後に当該番組を再度視聴することはできない。しかし、録画を行った場合に視聴後も録画物が残存するのであれば、権利者に不利益が生じないとは言い切れない。

- ② 権利者がDRMを自由に選択できる場合に、選択されたDRMの範囲内で行われる私的録画について、補償すべき範囲に含めるか否か。

### 【主な意見】

- ◇ 権利者がDRM技術を選択できない現状においては、補償金等の形で権利者への対価還元が必要となる。それができないのであれば、権利者が自由にDRMを選択できる環境を構築すべき。この場合においても、権利者がコピーネバーを選択しない

ときには補償の必要性がある。

- ◇ 選択肢の多少はあれ、何らかのDRM技術を選択できる以上は、権利者が私的複製の範囲をコントロールしていると評価すべき。
- ◇ 劇場映画については、劇場放映後の二次利用についてコピーネバーを原則としてビジネスを展開しているが、テレビ番組での放送についてのみ、ダビング10のルールゆえに権利者が私的複製をコントロールできない状況にある。
- ◇ 様々な制度制約や実社会の要請によってDRMが定められているというのが実態であり、権利者の自由意思でDRMを選択できるわけではないのではないか。このような実態や、個人の私的複製の態様を総合考慮して補償が必要な範囲を決めるべきである。

## (2) 消費者が行う有料放送番組の私的録画についての論点例

- ① コピーネバーの運用が可能となっているペーパービューについて、補償すべき範囲に含めるか否か。

### 【主な意見】

- ◇ 少なくとも映画については、コピーネバーを運用しているものについて補償を求めるものではない。

# 平成28年度 国際小委員会の審議の経過等について

平成29年3月8日  
国際小委員会

## I はじめに

今期（第16期，平成28年度）の文化審議会著作権分科会の決定を受け，以下の課題について検討を行った。

- (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

## II 審議の状況

### (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

ベトナムにおける侵害実態調査の結果や，侵害発生国・地域における海賊行為への政府の取組に関する報告，及び，インターネット上の著作権侵害の現状と諸外国における対応に関する報告に基づき議論が行われた。

#### ① 日本コンテンツの侵害発生国における侵害実態調査の結果について

本小委員会では，これまでも中国・タイ・インドネシアでの実態調査の実施報告がされてきたところ，今年度は，ベトナムにおける著作権侵害の実態調査の結果が報告された。

具体的には，ベトナムのインターネット利用者に対するサンプリング調査に基づき，日本のコンテンツの入手経験率，コンテンツ類型ごとの利用実態，日本コンテンツの侵害規模の推計等が報告された。

著作権侵害の要因としては，インターネット上で正規にコンテンツが入手・視聴できないなか，海賊版が容易に利用できる環境にあることが指摘された。

今後の対策としては，不正流通対策と正規版展開を車輪の両輪として実施していること

が必要であり、特に、オンラインでの正規流通を強化していくことが必要とされた。また、ベトナムでは、ユーザーの著作権の認知度は高いが、実際にその著作権保護の行動につながっていないことから、著作権教育や著作権意識を具体的な行動に結びつける方策の検討及び実施が必要であることが報告された。

## ② 政府レベルでの取組について

本小委員会では、今後の国境を越えた海賊行為への対応の在り方を検討していく上で参考とするため、文化庁が実施している日中著作権協議及びセミナー、日韓著作権協議及びフォーラム、中国、インドネシア、マレーシア等の侵害発生国におけるトレーニングセミナー、ベトナムにおけるエンフォースメントの強化のための支援事業、タイ及びマレーシアでの普及啓発事業、及びインターネット上の著作権侵害対策に関するセミナー等について報告された。

日中著作権協議では、両国における著作権制度の発展と侵害対策の強化等について意見交換が行われ、その後に行われたセミナーでは、インターネット上における著作権侵害が両国にとって深刻になってきていることを踏まえ、「インターネット上における著作権保護と文化コンテンツ産業の発展」をテーマに両国の海賊版対策の取組状況等について発表が行われたとの報告がされた。

また、日韓著作権フォーラムでは、「日本の著作権管理制度と海外での著作権保護戦略」をテーマに、日本における取組及び最近の動向等について発表及び意見交換が行われた。その後の協議では、両国の法改正等の動向や官民連携の侵害対策の強化等について意見交換が行われたとの報告がされた。

これらの報告に基づき、本小委員会では、今後の対策等について意見交換が行われ、我が国コンテンツのインターネットを介した国際的な普及を踏まえ、具体的な成果指標に基づく費用対効果や、先進国も含めアジア以外の地域へ対象を拡大することを検討すべきであるとの意見、販売業者等のコンテンツの流通に関わる者への啓発や関係の構築も有益であるとの意見、民間レベルで行われている国際協調との更なる連携を促進すべきであるとの意見が出された。

## ③ インターネット上の著作権侵害の現状と諸外国における対応について

本小委員会では、今後の我が国における著作権侵害対策に係る検討に貢献することを目的として、インターネット上の著作権侵害の実態を把握するとともに、その対応策に関する諸外国の状況についての調査報告を受けた。

関連団体からのヒアリングでは、マッチング回避やキーワード検索回避など、違法アップロードの巧妙化が進んでおり、違法コンテンツの発見が困難となっている点や、複数の国にまたがって侵害行為が行われている場合に対応が難しいという実態が報告され、国際的な協力体制の構築が必要であるとの要望が出された。

アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンの7か国を対象とした、諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策の調査については、違法コンテンツの削除対策のほか、サイトブロッキング等のアクセス制限や、広告等の資金源対策等に関し、各国の法制度やその運用実態が報告された。

#### ④ 今後の取組について

アジアの複数の国・地域においては、これまでのコンテンツ消費から、自国産のコンテンツ生産・輸出・著作権保護を行うと共に、正規ライセンスを取得して正規に我が国コンテンツを流通する産業が根付きつつある。

他方で、横行する海賊行為に対しては、効果的な対策が十分には確立できていない状況であることから、引き続き、WIPOと連携した著作権制度整備に取り組むとともに、二国間協議を含めた、海賊版の取り締まり、権利執行の支援、著作権集中管理の強化、普及啓発等に対して継続的な支援を行い、侵害行為に対する適切な対応ができる環境整備を進めていく必要がある。その際、これらの取組については、各地域の侵害実態等を明らかにしつつ、対象者や対象地域の拡充等の検討を行うことが必要である。

昨年8月の日ASEAN文化大臣会合において、ASEAN各国における著作権集中管理団体の育成、海賊版対策の強化等、著作権の適切な利用と正規品流通のための環境整備へ支援することが表明された。これを踏まえ、日本としては、中国、香港、台湾及びインドネシア、マレーシアを対象に実施してきた、執行機関職員向けの日本版コンテンツの真贋判定セミナー（トレーニングセミナー）の開催地域の拡充を図っていく必要がある。

デジタル化・ネットワーク化の著しい発展により、インターネットを介した著作権侵害は、特定の国・地域のみで発生するものではなく、国境に跨いで発生しており、より多様・複雑・見えづらい構造になってきているため、これに効果的に対応する方策の検討が必要である。具体的には、違法コンテンツの蔵置、違法にコンテンツをアップロードする者、それを誘導するリーチサイト、視聴する者が全く別の国・地域に存在するなどの事態が多いことから、関係省庁や権利者団体、企業をはじめ民間レベルの国際協調の取組等との更なる連携を推進し、我が国コンテンツ侵害に対応していかなければならない。

## (2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるW I P Oの著作権等常設委員会(以下、「S C C R」という。)では、現在、放送機関の保護のための条約(放送条約)、及び権利の制限と例外に関する議論が進められている。本国際小委員会では、S C C Rにおける議論の動向等について報告が行われ、それに基づき議論が行われた。

### ① 放送機関の保護

1998年11月以降、S C C Rにおいては、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール(放送条約)の策定が検討されている。2007年以降は、同年のW I P O一般総会で決定されたマンデート(伝統的な意味での放送機関の保護(但し、コンテンツ自体は保護の適用対象外))にしたがって議論を継続しており、第24回S C C R(2012年7月)において、単一の作業文書が作成されるに至っている。また、第31回S C C R(2015年12月)には、条約の枢要である、①用語の定義(definition)、②保護の対象(object of protection)、及び③与えられる権利(rights to be granted/protection)に関する統合テキスト案が議長から提示され、本統合テキスト案に基づいて議論が行われている。

現在、本条約は、先進国のみならず、アフリカ諸国を含め、途上国も総じて条約策定に前向きであり、早期の外交会議の開催を目指した努力が続けられている。

2016年に開催された2度のS C C R(第32回会合(5月)、第33回会合(11月))では、議長より提示された統合テキスト案に基づき集中的に議論が行われた。

#### <用語の定義についての議論>

“放送”の定義については、放送と有線放送とを別途定義する案、放送の定義の中に有線放送も含める案の二つの案が検討された。議長より、後者の案を議論のベースにすることが提案され、一定の支持が得られたものの、既存の条約の定義との整合性について懸念する意見も出されたことから、引き続き、両案について検討が継続されることとなった。なお、議論の結果、インターネット上の送信については“放送”の定義から除外することが明確化された。

#### <保護の対象についての議論>

これまでの議論の結果、伝統的放送を条約適用の対象となる送信媒体とすることについては、ほぼ合意が得られている。主な議論の対象は、伝統的放送(有線放送)機関による

インターネット上の送信<sup>1</sup>の扱い、及び放送前信号の扱いである。

議論対象のインターネット上の送信のうち、サイマルキャストについて、EUをはじめとする多くの国から、義務的保護とすることが適切との意見が出された。他方、義務的保護とすることに反対する国はなかった（一部の国は態度を留保すると発言）。これらを受け、議長は、全体としては義務的保護とする傾向となっているとし、検討中とした国については回答を期待していた。

放送番組の異時のウェブキャスト、及びオンデマンド送信については、EU等がこれを義務的保護とすべきであると主張したものの、複数の国が保護対象とすることに懸念を表明したため、共通理解は得られていない。

放送前信号については、これを条約の保護対象とすることに反対する意見はなかった。具体的な保護のレベルについては、放送前信号の無許可の再送信に対して禁止権（right to prohibit）を与える案と、放送前信号に対して適当かつ効果的な保護（adequate and effective protection）を与える案との間で各国の意見が分かれており、次回会合にて引き続き議論されることとなった。

#### <国際小委員会における委員等からの意見概要>

第2回国際小委員会において、上記のうち、サイマルキャストの保護の在り方について集中的に議論が行われた。委員等からの意見概要は以下のとおり。

- ・条約の本来の在り方という観点からすれば、今後、サイマルキャスト等のサービスが拡大していく国際情勢をふまれば、義務的保護とすべきであり、W I P Oにおいてもその方向で対応すべきであるとの意見があった。
- ・これに対して、W I P Oにおける具体的な対応としては、早期の条約成立の観点からは、義務的保護を現時点ですぐに主張することは避けるべきであるとの意見もあった。
- ・また、義務的保護とすることで国際的なコンセンサスが得られる状況の場合には、これを妨げるべきではないとの意見もあった。
- ・さらに、条約における議論だけでなく、国内法の改正についても検討すべきであるとの意見もあった。

#### <日本としての今後の対応>

本議題については、引き続き活発な議論が行われることが期待される所、日本としては、放送機関のための適切な国際的保護の枠組みを、その内容を考慮しつつ、できるだけ早期に構築することが必要であり、各国における議論の動向やS C C Rにおける他の議

<sup>1</sup> 議論の整理上、放送番組の同時ウェブキャスト（サイマルキャスト）、放送番組の異時ウェブキャスト、放送番組のオンデマンド送信、インターネットオリジナル番組の送信、の4つに分類されている。

題との関係性を踏まえながら、積極的に対応していくべきである。

## ② 権利の制限と例外

デジタル化・ネットワーク化により、技術的に知識へのアクセスが容易になったにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが障壁となっていることから、より利用を重視した制度への転換を進めるため、制限と例外の措置を設定すべきであるとの途上国の要求に端を発し、SCCRでは、2005年以降、権利の制限と例外の議論が続けられている。権利の制限と例外については、(i) 図書館とアーカイブのためのものと(ii) 教育、研究機関等のためのものの2つを議論対象としており、両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきであるとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

2016年の会合では、図書館とアーカイブのための権利の制限と例外について実質的な議論が行われた。作業文書(SCCR/26/3)において取り上げられている11のトピック<sup>2</sup>のうち、(v) 並行輸入、(vi) 国境を越えた使用、(vii) 孤児著作物等、(viii) 図書館とアーカイブの責任制限、(ix) 技術的保護手段、(x) 契約、(xi) 翻訳権について各国制度に関する情報の共有等が行われた。

### <日本としての今後の対応>

日本としては、引き続き、既存の条約に規定されたスリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要であるとの方針のもと、何らかの国際文書を作成する場合には、各国がそれぞれの国内事情を踏まえ、柔軟な対応が可能となるようにすべきである、との方針を維持すべきである。

---

<sup>2</sup> (i) 保存、(ii) 複製権と保全のためのコピー、(iii) 法定納本、(iv) 図書館貸出し、(v) 並行輸入、(vi) 国境を越えた使用、(vii) 孤児著作物等、(viii) 図書館とアーカイブの責任制限、(ix) 技術的保護手段、(x) 契約、(xi) 翻訳権。

### Ⅲ 開催状況

第1回 平成28年7月26日（火）

- (1) 主査の選任等について
- (2) 国際小委員会審議予定について
- (3) 世界知的所有権機関における最近の動向について
- (4) 海外における著作権侵害等に関する実態調査報告書（ベトナム）について
- (5) インターネット上の著作権侵害の現状について
- (6) その他

第2回 平成28年12月15日（木）

- (1) 世界知的所有権機関における最近の動向について
- (2) 諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策について
- (3) その他

第3回 平成29年3月8日（水）

- (1) 海賊版対策の取組状況等について
- (2) 平成28年度国際小委員会の審議状況について
- (3) その他

#### IV 委員名簿（敬称略，五十音順）

	蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波 朋子	弁護士
	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	梶原 均	日本放送協会知財センター専任局長
	北澤 安紀	慶應義塾大学法学部教授
	楠本 靖	一般社団法人日本レコード協会 著作権・契約部 部長
	久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事・事務局長
	小島 立	九州大学大学院法学研究院准教授
	斎藤 信吾	一般社団法人日本民間放送連盟 番組・著作権部 部長
	潮海 久雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
主査代理	鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	世古 和博	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
	大楽 光江	北陸大学名誉教授
	墳崎 隆之	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構事務局長 ・弁護士
	辻田 芳幸	名古屋経済大学法学部教授
主査	道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授， 弁護士
	野口 祐子	弁護士， グーグル合同会社法務部長
	堀江 亜以子	中央大学法学部准教授
	前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	松武 秀樹	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	村井 麻衣子	筑波大学図書館情報メディア系准教授
	山本 隆司	弁護士

（以上 24 名）